

国際戦略総合特別区域の区域変更に係る意見について（案）

（ 令 和 6 年 月 日
総合特別区域推進本部決定 ）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第8条第9項の規定に基づき申請のあった国際戦略総合特別区域の区域について、別紙のとおり変更することとして差し支えない。

国際戦略総合特別区域の名称：アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区

地方公共団体の名称：長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合

国際戦略総合特別区域の範囲：

長野県長野市の区域のうち、大字穂保字町裏（288 番 5 に限る。）及び大字穂保字中之配（291 番 1、291 番 2、291 番 5、292 番 1、293 番 1、294 番 1、295 番 1、296 番 1、297 番 1、297 番 4、297 番 8、297 番 9、297 番 14 から 16 まで、313 番 1、313 番 4、313 番 5、314 番 1、314 番 5 に限る。）、大字穂保字田中（664 番 1 に限る。）の区域
長野県上田市の区域のうち、中丸子字上山（3 番 40 に限る。）及び藤原田字箱置（2 番 7、2 番 12、2 番 13 に限る。）、藤原田字大星（39 番 7 から 11 に限る。）、藤和田字上大平（67 番 11、67 番 12 に限る。）の区域
長野県岡谷市の区域のうち、湖畔一丁目（48 番 2、49 番、52 番、94 番及び 95 番に限る。）、田中町二丁目（5716 番 1、5716 番 4、5717 番 1、5767 番 8、5767 番 9、5771 番 5 及び 5771 番 6 に限る。）、神明町四丁目（14 番 1、14 番 2、1337 番及び 1338 番 1 に限る。）、南宮一丁目（9752 番 4、9752 番 6、9752 番 7、9752 番 15、9763 番 1）、川岸上三丁目（1945 番 35 及び 1945 番 64 に限る。）、長地小萩一丁目（4974 番、4975 番 1、4975 番 2、4977 番 1、4977 番 2、4982 番 3、4982 番 5、4983 番 5、4988 番 3 及び 4989 番 5 に限る。）、長地源一丁目（2878 番 3、2878 番 4、2879 番 1 から 3 まで、2880 番 1 から 7 まで、2881 番 1、2881 番 2、2882 番 1、2882 番 2、2883 番 1 から 3 まで、3003 番 1 及び 3004 番 1 に限る。）、長地片間町一丁目（7973 番 2、7976 番 2、7977 番 3、7977 番 4、7978 番 1、7979 番、7980 番 1、7980 番 3、7980 番 7 から 11 まで、7990 番 1、7990 番 3、9959 番 10、9959 番 14、9959 番 17、9959 番 23 及び 9959 番 24 に限る。）、1651 番 2、1651 番 3、1651 番 5、1655 番 19、1672 番 6、1672 番 7、1673 番 1、1673 番 4、1674 番 1、1674 番 4、1675 番、1675 番 2、1676 番 1、1677 番 1、1680 番 1、1681 番 2、1685 番 1、1757 番 10、1760 番、1761 番 5、1723 番 41、1991 番 1 から 5 まで、1992 番、1993 番 1、1994 番、2075 番 16、2075 番 24、2075 番 26 及び 2075 番 613 の区域
長野県飯田市の区域のうち、羽場権現（1149 番 1、1149 番 5、1154 番 7 及び 1596 番 2 に限る。）、大休（1570 番 17、1879 番、1879 番 2、1879 番 9、1879 番 14、1879 番 16、1940 番 4、1940 番 7、2001 番 3、2003 番 2、7223 番 1、7223 番 3 及び 7223 番 6 に限る。）、滝の沢（5827 番 4、5827 番 7、5827 番 8、5827 番 12 から 14 まで及び 5827 番 18 から 20 までに限る。）、松尾寺所（7303 番 1、7304 番 1、7305 番 1、7305 番 2、7305 番 4 及び 7305 番 5 に限る。）、松尾明（7584 番 1、7584 番 2、7585 番 1 及び 7585 番 2 に限る。）、松尾城（4169 番 2、4170 番 2、4171 番、4211 番 2、4253 番 1、4254 番 1、4254 番 2、4334 番 3 及び 4335 番 2 に限る。）、毛賀（240 番 2、241 番 4、241 番 5、276 番 1、276 番 4、665 番 4、943 番 2、943 番 4、950 番 1、950 番 3、953 番 1、953 番 2、953 番 4 から 6 まで、954 番から 957 番まで、962 番 1、962 番 2、963 番、965 番から 967 番まで、972 番 1、972 番 3、973 番、974 番、975 番 1 から 3 まで、976 番 2、976 番 3（北緯 35 度 27 分 25 秒・16、東経 137 度 52 分 14 秒・90 の地点と北緯 35 度 27 分 25 秒・14、東経 137 度 52 分 15 秒・04 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、976 番 4 から 8 まで、978 番 1、978 番 2（北緯 35 度 27 分 22 秒・18、東経 137 度 52 分 12 秒・14 の地点と北緯 35 度 27 分 22 秒・11、東経 137 度 52 分 12 秒・17 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、978 番 3、979 番から 981 番まで、982 番 2、984 番 1、986 番 3（北緯 35 度 27 分 24 秒・39、東経 137 度 52 分 12 秒・86 の地点と北緯 35 度 27 分 24 秒・37、東経 137 度 52 分 12 秒・82 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、1007 番 1、1013 番 3（北緯 35 度 27 分 19 秒・41、東経 137 度 52 分 17 秒・65 の地点と北緯 35 度 27 分 19 秒・37、東経 137 度 52 分 17 秒・70 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、1013 番 4、1013 番 5、1013 番 7、1013 番 8、1020 番、1020 番 2 から 4 まで、1021 番 1、1030 番 3、1031 番 1、1052 番 1、1052 番 2、1073 番 3、1209 番 7、1215 番 1、1215 番 5、1226 番 5、1235 番 2、1236 番 1、

1249番5、1249番8、1250番3、1253番1、1260番1、1260番3、1263番、1264番4、1270番6及び1270番7に限る。)、駄科(1862番2、1862番4、1863番、1864番、1865番1、1868番1、1870番1、1871番3、1872番1、1872番2、1872番4及び1880番5に限る。)、長野原(700番59から64まで、700番105、700番106、700番129、700番131及び700番133から136までに限る。)、時又(122番1から4まで、126番、127番、127番8から10まで、127番65、127番148及び127番152に限る。)、桐林(2254番293、2254番295、2254番296、2254番306、2254番307、2656番1、2656番2、2657番1から3まで、2660番1、2660番2、2662番、2664番、2665番6、2666番、2668番、2672番6、2672番7、2674番2、2675番2、2676番、2678番、2679番1、2679番3、2679番4、2680番1から3まで、2681番、2683番、2684番、2687番及び2688番5に限る。)、嶋(134番から137まで、146番、147番に限る。)、川路(7500番1、7502番1、7502番2、7572番1から4まで、7573番1から4まで、7574番1から3まで、7575番1、7575番2、7576番1から3まで、7626番1、7626番2、7627番1及び7627番2に限る。)、伊豆木(16番1、16番2、16番4、16番5、16番9、16番12、17番1、17番2、17番7、19番5、19番6、19番10、22番1、22番2、22番4、23番2、39番10、62番1、62番3、62番4、62番6、62番8、62番17、62番19、62番25、62番37、5804番1、5804番2、5808番2、5810番及び5816番8に限る。)、山本(3577番、3763番1、3764番1から3まで及び3765番1、4754番2、4754番3、4755番、4766番1、4828番1、4828番4から7まで、4856番1及び4856番4に限る。)、下殿岡(48番、49番1、49番3、50番、51番6、62番1、63番1、64番1、65番1、733番1、733番4、733番11から13まで、735番1から4まで、739番3、743番1及び745番1に限る。)、三日市場(1091番3、1099番1、1100番、1101番1から3まで、1102番4及び1103番3(北緯35度25分32秒・30、東経137度52分43秒・33の地点と北緯35度25分32秒・29、東経137度52分43秒・29の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))に限る。)、北方(137番11、1599番1、1599番3、1601番3、1602番1、1603番1、1604番1及び1605番1に限る。)、中村(1460番1、1463番1、1463番2、1501番4、1502番3及び1503番1に限る。)、鼎切石(5005番12、5005番14、5005番18、5005番19、5006番3、5006番6、5036番6、5036番30、5036番31、5036番45、5036番46、5121番2、5121番4、5121番41、5121番52(北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・90の地点と北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・92の地点を結ぶ線で区切った西側の区域及び北緯35度25分23秒・73、東経137度54分39秒・66の地点と北緯35度25分23秒・72、東経137度54分39秒・61の地点を結ぶ線で区切った東側の区域を除く。)、5121番119、5121番120、5121番138及び5121番139に限る。))並びに鼎一色(302番20及び303番1に限る。))の区域
長野県諏訪市の区域のうち、大字豊田(2442番8、2443番2、2443番5、2443番6、2444番1、2445番、2447番4及び2450番1に限る。)、大字四賀(1821番に限る。)、大字中洲(3047番1に限る。)、大字湖南(4495番、4514番1、4518番1、4520番3、4521番3、4523番、4523番3、4525番、4525番1、4525番2、4529番、4529番3、4529番5から7まで及び4539番に限る。)、湖岸通り1丁目(10番1、11番5、11番12、11番13、11番33、11番34、11番62、11番82、11番89、11番93、11番94、13番1及び13番3に限る。))及び上川一丁目(1538番1から3まで、1540番3、1542番3及び1543番1に限る。))の区域
長野県伊那市の区域のうち、福島(301番、301番2、302番、302番2、303番、303番2、304番1、304番2、304番6、305番1、305番4、305番5、306番1、306番5及び306番6に限る。)、東春近(1517番5、1517番7、1517番8、1518番1から3まで及び1518番5に限る。))及び西春近(2897番2、2898番、2899番、2900番、2905番1、2917番1、2918番1、2919番1、2971番1、2973番、2974番1及び2975番1に限る。))の区域
長野県駒ヶ根市の区域のうち、赤穂(330番13、330番14、330番16から18まで、330番20から25まで、330番55から57まで、3626番5、3663番1、3664番1、16397番5、16397番9、16397番14、16397番15、16397番34から36まで、16397番38、16397番39、16397番41から43まで、16397番45、16397番46、16397番48、16397番50、16397番52、16397番53、16397番55から57まで、16397番72、16397番74、16397番81、16397番82、16397番84から89まで、16397番94、16397番95、16398番61及び16398番62に限る。))及び下平(4495番30及び4496番10に限る。))の区域
長野県茅野市の区域のうち、豊平(454番2、454番13、454番22、529番2、529番9及び530番2に限る。))及び金沢(2983番、2984番1及び5683番1に限る。))の区域
長野県諏訪郡下諏訪町の区域のうち、1892番1、5029番2、5029番8から11まで、5029番19、5029番21、5031番11、5031番13、5031番14、5031番16、5033番1、5035番16、5196番23、5197番4、5197番9、5199番2、5417番3、5451番2、5452番3、5456番2、5459番、5460番、5461番1、5461番3、5461番5、5461番8、5461番13及び5464番7の区域
長野県諏訪郡富士見町の区域のうち、落合(9433番1及び9450番1に限る。))の区域
長野県上伊那郡辰野町の区域のうち、大字伊那富(958番2、958番4、965番、966番1、969番、971番、971番2、973番1、973番2、975番、975番5、976番5、985番1、2553番1から3まで、2553番7、2553番9から11まで、2554番2、2556番2、2557番1、2557番2、2557番5、2557番6、2558番1、2559番1、2559番2、2560番2、2560番3、2561番1から3まで、2562番1、2562番5、2817番5、2817番19、2819番1、2821番1、2850番1、2854番8、2866番1、2866番2、2868番3、2872番2、2874番2、2940番1、3052番1、3052番4、3772番1、3934番、3946番4、3963番1、3963番2、3965番1、3968番及び7461番31に限る。))及び中央(38番、40番及び41番に限る。))の区域
長野県上伊那郡箕輪町の区域のうち、大字中箕輪字蓮臺(1726番2、1727番1、1727番2及び1728番1に限る。)、大字中箕輪字橋場(8659番1、8660番1、8660番3から5まで、8665番1、8665番3、8671番1、8671番3、8671番4、8672番1、8673番、8675番、8676番、8676番2、8677番、8677番2、8677番3、8678番、8679番、8680番1から5まで、8681番1、8682番1及び8688番6に限る。)、大字中箕輪字鉄砲島(8870番1から4までに限る。)、大字中箕輪字向河原(9076番1、9077番1、9096番2及び9097番4に限る。)、大字中箕輪字南原(14016番23、14016番25、14016番30、14016番40、

14016 番 74、14016 番 117、14016 番 148 から 150 まで、14016 番 173 から 176 まで、14016 番 191、14016 番 193、14016 番 196、14016 番 198、14016 番 199、14016 番 201、14016 番 202、14016 番 209、14016 番 212、14016 番 215、14016 番 217、14016 番 218、14016 番 220、14016 番 221、14016 番 225、14016 番 236 から 238 まで、14016 番 240、14016 番 241、14016 番 266、14016 番 267、14016 番 271、14016 番 287、14016 番 358、14016 番 360、14016 番 362、14016 番 363、14016 番 365 から 368 まで、14016 番 372、14016 番 406、14016 番 417 から 420 まで、14016 番 423 から 439 まで、14016 番 450 から 452 まで、14016 番 491 から 496 まで、14017 番 2、14017 番 5、14226 番 33 及び 14226 番 36 から 46 までに限る。) 及び大字三日町字東河原(493 番 1 に限る。)の区域
長野県上伊那郡飯島町の区域のうち、七久保(792 番 9、793 番 1、796 番、799 番 1、799 番 3、801 番 1、801 番 3、801 番 4、802 番 1、802 番 2、803 番 1、804 番 1、804 番 3、804 番 5、805 番 1、806 番 2、809 番 4、811 番 1、813 番 1、815 番 2、816 番 1、816 番 6、817 番 1、817 番 8、822 番 1、823 番 1、824 番、825 番 1、826 番 3、827 番 1、828 番 2、828 番 6、829 番 1、830 番 1、830 番 3、831 番 1、831 番 3、832 番 1、832 番 4、834 番 1、834 番 2、835 番 1 から 3 まで、837 番 1、837 番 3、838 番 1、838 番 2、839 番、840 番、841 番 1、841 番 3、842 番 4、843 番 2、843 番 13 から 16 まで、845 番 1、845 番 5 及び 846 番 1 に限る。)の区域
長野県上伊那郡南箕輪村の区域のうち、北原(1633 番 28、1633 番 31 から 34 まで、1633 番 36 から 40 まで、1633 番 135 から 139 まで、1633 番 141、1633 番 143 から 147 まで、1633 番 158 から 161 まで、1634 番 56 から 58 まで及び 1634 番 60 に限る。)の区域
長野県下伊那郡松川町の区域のうち、元大島(3176 番 7、3176 番 17、3176 番 20、4315 番 1、4316 番 1 及び 4323 番 2 から 6 までに限る。)の区域
長野県下伊那郡高森町の区域のうち、下市田(3111 番 1、3111 番 6、3112 番 1、3117 番 3 及び 3118 番 2、3120 番 2、3125 番 1、3126 番 1 及び 3126 番 8 に限る。)、吉田(393 番 8 に限る。))並びに山吹(1640 番 6、1646 番 3 から 5 まで、1646 番 11、1646 番 16、3624 番 5、3624 番 6、3624 番 8 から 10 まで、3629 番、3630 番 1、3630 番 2、3630 番 11 から 15 まで、8668 番 1、8669 番 2、8685 番 1、8685 番 2、8686 番、8688 番、8689 番 3、8704 番 1、8709 番 1、8711 番 1、8712 番、8716 番 5 及び 8716 番 7 に限る。)の区域
長野県下伊那郡喬木村の区域のうち、7607 番 1 の区域
長野県下伊那郡豊丘村の区域のうち、大字神稲(3052 番 4、3052 番 19、3059 番、3179 番 1、3179 番 3、3227 番 1、3227 番 3、3232 番、3234 番、3245 番 1、3245 番 4、3250 番 1、3257 番 1、3266 番 2、3266 番 3、3276 番 1、3364 番 1、3364 番 2、3370 番 1、3370 番 2、3370 番 4 から 7 まで、3372 番、9245 番 1、9245 番 2、9266 番 1、9267 番 1、9268 番 1 及び 9269 番 5 に限る。)の区域
岐阜県岐阜市の区域のうち、六条大溝一丁目(6 番 9、6 番 10、13 番 1 及び 13 番 2 に限る。))並びに手力町(3 番 1 から 9 までに限る。)の区域
岐阜県大垣市の区域のうち、浅西三丁目(22 番 11 及び 22 番 13 に限る。))並びに草道島町(字北出口 11 番 1、12 番 3 及び 13 番に限る。)の区域
岐阜県関市の区域のうち、稲口(字行抜 1215 番 88 及び 1215 番 89 に限る。)、池尻(字高山 923 番 1、923 番 11 から 13 まで、923 番 16、923 番 17、923 番 20 から 22 まで、923 番 27、923 番 28、924 番 1、924 番 6、924 番 7 及び 932 番 3、字西大原 1144 番 1(北緯 35 度 50 分 19 秒・68、東経 136 度 87 分 33 秒・09 の地点と北緯 35 度 50 分 12 秒・10、東経 136 度 87 分 36 秒・40 の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))、1144 番 2(北緯 35 度 50 分 19 秒・68、東経 136 度 87 分 33 秒・09 の地点と北緯 35 度 50 分 12 秒・10、東経 136 度 87 分 36 秒・40 の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))、1144 番 3、1145 番 1(北緯 35 度 50 分 19 秒・68、東経 136 度 87 分 33 秒・09 の地点と北緯 35 度 50 分 12 秒・10、東経 136 度 87 分 36 秒・40 の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))、1145 番 2、1147 番 2、1148 番 2、1148 番 3、1149 番 2、1149 番 3、1150 番 2 から 6 まで、1151 番 2、1151 番 3 及び 1153 番並びに字西宮田 1165 番 1 に限る。))、広見(字昭和新田 1390 番 2 及び 1390 番 18 から 25 まで並びに字両門取 2403 番 7 及び 2403 番 8 に限る。))、倉知(字沓掛 4587 番 2、4592 番 1、4593 番 1、4593 番 7 及び 4597 番 9、字ロケ洞 4352 番 3、字鞠ヶ洞 4539 番 5、4539 番 9、4539 番 10、4539 番 12、4539 番 15、4546 番 7 及び 4546 番 8、字花之木 4397 番 3 及び 4397 番 23 並びに字東若御子 2535 番 15 に限る。))、小迫間(字松笠洞 303 番 3、303 番 4、303 番 6 及び 303 番 7 に限る。))、迫間(字柳洞 2241 番 12、2241 番 14 及び 2241 番 20 に限る。))、迫間台二丁目(2161 番 3、2161 番 5、2200 番 1、2200 番 3、2200 番 5、2213 番、2222 番 1、2222 番 2、2276 番 2、2277 番 4、2277 番 6、2284 番 5 から 7 まで、2301 番 319、2301 番 514 及び 2301 番 518 から 520 までに限る。))、新迫間(65 番 1、66 番、67 番及び 81 番 1 に限る。))、のぞみヶ丘(5 番及び 6 番 1 に限る。))並びに明生町五丁目(6 番及び 7 番に限る。)の区域
岐阜県中津川市の区域のうち、中津川大字駒場(字青木 447 番 4 から 7 まで、447 番 15、447 番 37、448 番 1、448 番 3、449 番 1、449 番 2、449 番 4 及び 449 番 5、字後洞 1241 番 3、1241 番 5、1241 番 17、1242 番 1、1243 番 3 から 5 まで、1244 番 2、1305 番 2、1305 番 6、1307 番 4、1307 番 15 及び 1307 番 17 並びに字角田 745 番 3、745 番 4、745 番 6、745 番 8、747 番 4、747 番 8、747 番 9 及び 748 番に限る。)の区域
岐阜県美濃市の区域のうち、大字楓台(17 番、18 番及び 20 番に限る。))、大字極楽寺(字小伝ヶ洞 1303 番 1、1304 番 1 及び 1304 番 6 に限る。))並びに大字松森(字下巾上 380 番 1、380 番 3、380 番 6、380 番 12、381 番 1、381 番 2、382 番 1(北緯 35 度 31 分 31 秒・70、東経 136 度 54 分 26 秒・82 の地点を起点とし、順次同地点から北緯 35 度 31 分 31 秒・81、東経 136 度 54 分 26 秒・16、北緯 35 度 31 分 31 秒・86、東経 136 度 54 分 26 秒・15、北緯 35 度 31 分 31 秒・94、東経 136 度 54 分 25 秒・44、北緯 35 度 31 分 31 秒・32、東経 136 度 54 分 25 秒・39、北緯 35 度 31 分 31 秒・20、東経 136 度 54 分 25 秒・97、北緯 35 度 31 分 31 秒・12、東経 136 度 54 分 26 秒・50、北緯 35 度 31 分 31 秒・16、東経 136 度 54 分 26 秒・60 の地点までそれ

それぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。)、382番4、382番6、383番3及び383番6に限る。の区域 岐阜県瑞浪市の区域のうち、寺河戸町(字河原963番1、986番から988番まで、995番2、996番2、1005番から1008番まで、1012番、1014番、1019番1、1020番1、1020番2、1021番1、1026番から1028番まで、1029番5、1029番14、1029番15及び1040番に限る。)並びに稲津町小里(字大洞1922番2、1923番、1924番、1927番1から4まで、1935番1、1935番12から14まで、1935番20、1935番22、1935番28から30まで、1938番3、1939番及び1941番2に限る。)の区域 岐阜県羽島市の区域のうち、正木町新井字二町目(233番1から3まで、234番、235番1から4まで、236番、237番及び329番に限る。)の区域 岐阜県恵那市の区域のうち、長島町久須見(字新田1074番2から5まで、1074番8から11まで及び1074番15に限る。)、岩村町(字矢坪2453番22に限る。)並びに上矢作町(字中島1878番1、1881番1、1883番、1884番4、1884番5、1884番9及び1884番11に限る。)の区域 岐阜県美濃加茂市の区域のうち、蜂屋台一丁目(7番1から3まで、8番1、8番2、8番7及び8番8に限る。)、加茂野町稲辺(字東野396番1及び396番2に限る。)並びに加茂野町鷹之巣(字西屋敷841番6、字四ツ田1887番1から3まで、1892番から1894番まで、字大治郎1986番1、1986番2、1987番から1989番まで、字辻ヶ鼻1560番、1561番、1569番1及び1613番並びに字字見1737番1、1737番2、1738番1から3まで及び1776番1に限る。)の区域 岐阜県土岐市の区域のうち、泉町久尻字北山(1431番56に限る。)の区域 岐阜県各務原市の区域のうち、那加桐野外二ヶ所大字入会地北中野(13番2に限る。)、蘇原三柿野町(西畑3番4、前田39番1、村中108番3、中ノ島142番、宮裏187番、宮東202番2、剰水204番1及び204番2、剰水南203番3から6まで及び203番12、村裏297番、298番157及び299番1並びに往来添891番9及び891番26に限る。)及び三丁目(1番、2番、2番1、4番1、4番2、4番4、4番5、4番7から11まで、5番2、5番4から6まで、6番3、7番3、8番2から4まで、9番1から3まで、9番5及び9番6に限る。)、蘇原興亜町一丁目(1番、11番1、17番1、17番2及び18番2に限る。)、二丁目(1番2(北緯35度24分23秒・95、東経136度52分19秒・18の地点を起点とし、順次同地点から北緯35度24分23秒・92、東経136度52分18秒・50、北緯35度24分22秒・78、東経136度52分18秒・55、北緯35度24分22秒・80、東経136度52分19秒・22の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。)、1番10、1番11及び1番36に限る。)、三丁目(1番、3番1、3番2(北緯35度24分26秒・04、東経136度52分19秒・71の地点を起点とし、順次同地点から北緯35度24分26秒・02、東経136度52分18秒・42、北緯35度24分23秒・92、東経136度52分18秒・50、北緯35度24分23秒・97、東経136度52分19秒・71の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。)、11番3から5まで及び11番7に限る。)、四丁目(1番1、1番5、1番7から10まで、1番13から15まで、1番17、1番24、3番1、3番4、4番10及び4番26に限る。)及び五丁目(10番、14番1、31番1から3まで及び42番に限る。)、蘇原東門町三丁目(123番1から4まで、125番2及び126番1に限る。)、蘇原中央町四丁目(16番4、16番6及び16番7に限る。)、川崎町(1番1及び13番に限る。)、鵜沼(総廻り西方6番41、6番42、6番153、6番160及び6番164、中道南76番19及び76番20、町南117番1、117番2、117番5、118番及び119番並びに犬山道南397番1から4まで、398番1から3まで及び398番5に限る。)、鵜沼川崎町一丁目(1番1、2番1、3番1及び7番に限る。)及び二丁目(10番、11番、37番、38番、39番1及び39番4に限る。)、鵜沼三ツ池町四丁目(1番、2番、40番、42番、56番及び57番に限る。)、須衛町二丁目(446番2に限る。)並びにテクノプラザ二丁目(12番、13番、25番、31番及び33番に限る。)及び三丁目(1番1、1番5、1番7、12番1及び21番1に限る。)の区域 岐阜県各務原市の区域のうち、那加山崎町(43番8、43番10及び43番15に限る。)、金属団地(1番2、3番2、4番1、5番1、6番、7番、26番から33番まで、106番、107番、126番から128番まで、206番から209番まで、212番1及び212番2に限る。)、山脇町七丁目(122番、122番3、133番3、140番4、142番1、142番2、143番1、143番3、144番3、144番4及び144番11に限る。)、上戸町七丁目(1番12並びに1番24に限る。)、蘇原島崎町二丁目(4番1並びに4番2に限る。)、蘇原興亜町三丁目(6番、8番1、8番2、8番5、8番7、11番1に限る。)、蘇原瑞雲町四丁目(2番及び12番に限る。)、蘇原寺島町一丁目(1番1並びに9番に限る。)、蘇原北山町一丁目(15番6に限る。)、鵜沼各務原町一丁目(14番3並びに14番4に限る。)、七丁目(71番9に限る。)、鵜沼朝日町一丁目(130番1に限る。)、四丁目(26番に限る。)並びに各務東町五丁目(82番20から22までに限る。)の区域 岐阜県可児市の区域のうち、姫ヶ丘一丁目(18番、18番2、26番、26番2から4まで及び34番に限る。)並びに二丁目(10番、10番2、10番5から9まで、11番、11番5及び6に限る。)の区域 岐阜県郡上市の区域のうち、八幡町有穂(字東前1525番1、1525番地2、1526番、1527番1、1527番2、1530番1、1533番1、1541番1及び1550番2並びに字街道上1756番地4及び1757番3に限る。)並びに白鳥町大島(字勝光島1716番7及び1725番6に限る。)の区域 岐阜県海津市の区域のうち、海津町五町(字道下333番、334番及び335番1に限る。)の区域 岐阜県羽島郡笠松町の区域のうち、門間(字村前1883番2、1883番3及び1888番に限る。)、中野(字村内197番、198番、230番、231番1、231番2、233番2、233番3、246番、252番2、262番1、263番1、264番、267番、269番、271番から275番まで、284番から291番まで、292番1、292番2、293番から298番まで、301番から305番まで及び306番1に限る。)並びに江川(字村西192番に限る。)の区域 岐阜県不破郡垂井町の区域のうち、垂井(字御所野1461番1、1461番3から5まで、1462番1の1、1462番1の2、1463番3、1463番5、1463番8、1464番5、1464番6、1465番1、1466番3から5まで、1466番7、1466番8、1467番1から4

まで、1468 番 1、1470 番 1 及び 1478 番 4 に限る。) 並びに宮代 (字藪井 1032 番 3、1033 番 及び 1034 番、字天満田 1083 番 1、1083 番 2、1084 番 1 から 12、1085 番 1、1086 番 12 から 14、1102 番 1 並びに字尾崎 1109 番 1、1110 番 1、1110 番 6 及び 1110 番 12 に限る。) の区域
岐阜県安八郡神戸町の区域のうち、神戸 (字三洲 1762 番 3、1762 番 4、1801 番 1 から 3 まで、1812 番 1、1812 番 2、1812 番 4 から 6 まで及び 1855 番 1、字起 1859 番 1、1859 番 2、1859 番 5、1862 番、1866 番 3 及び 1866 番 7 並びに字堤外 2245 番 1、2245 番 4 及び 2272 番 2 に限る。)、田 (字午起 754 番 2 に限る。)、丈六道 (字午起 464 番 1、472 番 1、1205 番 から 1207 番まで、字村中 382 番 2、382 番 4、382 番 6、383 番 4、383 番 5、422 番 9、422 番 10 及び 422 番 19 並びに字村前筋 365 番 4、365 番 6、365 番 10 及び 365 番 44 に限る。) 並びに南方 (字観音堂 452 番 1 に限る。) の区域
岐阜県安八郡輪之内町の区域のうち、中郷新田 (字道上 1032 番 3 に限る。)、福束 (字中沼 1304 番 1、1310 番 1、1311 番 1 及び 1312 番 から 1316 番 までに限る。)、大藪 (字河原前 2401 番 5、2401 番 7 から 9 まで、2402 番 1 及び 2402 番 2 に限る。) 並びに四郷 (字川並 954 番 2、955 番 1、955 番 2、962 番、963 番、964 番 1 及び 964 番 2 に限る。) の区域
岐阜県安八郡安八町の区域のうち、中 (字大平 1494 番 1 及び 1517 番 1 に限る。) 並びに牧 (字新長田 4848 番 1、4849 番 1、4849 番 2、4849 番 5、4850 番 1、4851 番 4、4860 番 1、4860 番 3、4861 番 1 及び 4866 番 1 並びに字南長田 4660 番、4665 番 1、4665 番 3、4679 番 1、4680 番 1、4681 番 1、4682 番 1、4683 番 1、4684 番 1、4686 番 1、4686 番 2、4687 番 1 から 4 まで、4688 番、4689 番 1、4689 番 2、4690 番 1、4860 番 2、4860 番 4 及び 4901 番 に限る。) の区域
岐阜県揖斐郡大野町の区域のうち、大字相羽 (字六丁目 1535 番 3 及び 1535 番 4 に限る。) 並びに大字下方 (字宮北 1115 番 1、1115 番 3、1117 番 2、1118 番 3、1118 番 5、1118 番 6、1119 番 2 及び 1127 番 1 に限る。) の区域
岐阜県加茂郡坂祝町の区域のうち、大針 (566 番 2、566 番 3、581 番、583 番 及び 585 番 1 (北緯 35 度 27 分 01 秒・1、東経 136 度 59 分 27 秒・2 の地点と北緯 35 度 27 分 00 秒・5、東経 136 度 59 分 27 秒・4 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。)) に限る。) 並びに取組 (43 番 8、45 番 1、46 番 1、46 番 136、46 番 138、46 番 140、46 番 141、46 番 142、46 番 153、46 番 155、46 番 198、46 番 332、46 番 354、176 番 2、176 番 3、177 番 及び 178 番 に限る。) の区域
岐阜県加茂郡川辺町の区域のうち、中川辺 (1430 番 1、1460 番 1 及び 1518 番 2 に限る。) の区域
岐阜県可児郡御嵩町の区域のうち、御嵩 (字南山 2188 番 57、2188 番 58、2188 番 62 及び 2188 番 73 に限る。) の区域
静岡県浜松市中央区の区域のうち、市野町 (182 番 1、183 番 1、186 番 1、200 番 1、215 番 1、224 番 1、224 番 2、226 番 1、227 番 1、228 番、229 番、235 番 1、236 番 1、243 番、247 番、882 番、883 番、884 番、885 番 1、886 番 1、886 番 2、887 番、890 番 1、891 番、892 番、893 番、894 番、895 番、897 番、907 番 2、909 番、910 番、920 番、927 番、928 番、929 番 1 から 3 まで、930 番、931 番 1、1023 番、1024 番、1025 番、1026 番、1027 番、1028 番 1、1028 番 2、1029 番、1030 番、1034 番 1、1035 番、1036 番、1037 番、1038 番 1、1038 番 65、1039 番 2、1040 番 1、1040 番 2、1041 番、1066 番 1、1067 番、1068 番、1069 番 1、1069 番 3、1071 番 1、1072 番、1072 番 2、1073 番、1074 番 1、1075 番 1、1076 番 1、1077 番 1、1077 番 2、1078 番 1、1079 番 1、1080 番 1、1082 番、1082 番 3、1083 番 1 に限る。)、中田町 (454 番、455 番 1、455 番 2、456 番 から 458 番、459 番 1 から 3、460 番 1 から 3、461 番 1 から 3、462 番、463 番 1 から 5、464 番 1、464 番 2、465 番、466 番 1、466 番 2、467 番、468 番、469 番 及び 470 番 1 に限る。)、半田町 (字半田上 723 番 1 に限る。)、雄踏一丁目 (106 番 1 から 3 まで、106 番 9 及び 106 番 10 に限る。)、飯田町 (字神田 1065 番、1067 番 及び 1068 番 に限る。) 及び大原町 (418 番 1、418 番 2、418 番 4 から 6、419 番 1 及び 419 番 5 に限る。) の区域
静岡県浜松市浜名区の区域のうち、都田町 (字上志野 9603 番 2 及び 9604 番 1 から 3 まで、字高垣 3171 番 13 及び 3171 番 16 並びに字松田ヶ谷 3296 番 2 及び 3296 番 3 に限る。)、新都田一丁目 (105 番 3 及び 109 番 2 に限る。)、細江町中川 (字テクノランド 7000 番 18 に限る。)、平口 (字姥ヶ谷 5473 番、5474 番 1、5474 番 2 及び 5478 番 から 5480 番 までに限る。) 並びに染地台五丁目 (1 番 1 から 15 までに限る。) 及び六丁目 (4 番 1 に限る。) の区域
静岡県島田市の区域のうち、東町 (1966 番 1、1966 番 2、1966 番 14 から 16 まで、1971 番 3、1972 番 1、1972 番 2、1972 番 5、2078 番 1、2081 番 1 及び 2093 番 1 に限る。)、細島字中島 (1239 番 2、1240 番 3、1241 番 1、1242 番 2 に限る。)、細島字上堤外 (1342 番、1343 番、1344 番 1 から 4 まで、1345 番 1、1345 番 2、1345 番 4、1347 番 1、1347 番 2、1348 番、1349 番 1 から 3 まで、1350 番、1350 番 2 から 4 まで、1351 番、1352 番、1352 番 2、1353 番 1、1353 番 2、1357 番 2、1357 番 4、1357 番 18、1358 番 3 に限る。)、細島字隠居田 (2246 番 1、2246 番 2、2247 番 2、2247 番 3、2248 番 1 から 3 まで、2249 番、2249 番 2、2250 番 1、2251 番 2、2252 番 2、2252 番 3、2268 番 1、2268 番 3 から 6 まで、2270 番 2 に限る。) 及び御請細島内 (974 番 1、974 番 2、975 番 1、975 番 2 に限る。) の区域
静岡県富士市の区域のうち、厚原 (291 番 4 から 9 まで、291 番 12、292 番、304 番 4 に限る。) の区域
静岡県磐田市の区域のうち、岩井 (1907 番 888、2139 番 1、2139 番 2、2140 番、2142 番 1、2142 番 3、2143 番 1 に限る。) 及び高見丘 (1231 番 1 及び 1231 番 2 に限る。) の区域
静岡県焼津市の区域のうち、保福島字宮島 (1235 番、1236 番 5、1240 番 9、1240 番 12、1242 番 4、1244 番 3 に限る。) の区域
静岡県掛川市の区域のうち、藺ヶ谷 (789 番 1、837 番 1、838 番 1、839 番 1、839 番 2、840 番 1 及び 840 番 2 に限る。) 及び成滝 (331 番 1、331 番 2、332 番 1、332 番 2 及び 332 番 5 に限る。) の区域
静岡県駿東郡清水町の区域のうち、伏見 (385 番 1 から 4 まで、511 番 1 に限る。) 及び久米田 (181 番 1、182 番、184 番 2、185 番 1、185 番 2、186 番 1、186 番 2、186 番 5、186 番 6、187 番 1、187 番 6、187 番 7 に限る。) の区域

愛知県名古屋市千種区の区域のうち、市道東山元町第1号線と市道東山元町第2号線の交会点を起点とし、順次同市道、市道四谷通隼人町線第1号、市道鏡池通線、市道鏡ヶ池線、市道幸川宮東町線、市道宮東町南北第3号線、市道宮東山手通線、市道八事線、市道山手通高峯町線、市道高峯山手通線、市道川名山萩岡町線、市道不老萩岡町線、市道仁座萩岡町線、市道東山元町第19号線、市道東山元町第2号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域（幸川町三丁目2番、2番1、4番2、4番3、4番5から11まで、6番及び8番2、萩岡町57番から61番まで及び121番1並びに東山元町六丁目2番1、2番2、3番1、3番2、4番1から3まで、5番1から3まで、6番、7番1、7番2、8番1及び8番2の区域を除く。）
愛知県名古屋市北区の区域のうち、楠町大字如意（字御花街道386番2に限る。）の区域 愛知県春日井市の区域のうち、味美上ノ町（字丑渡2086番3、2087番3、2087番7から9まで、2087番11及び2087番12に限る。）、宗法町（字宗法95番1から4まで及び95番6から8までに限る。）及び春日井町（字七ツ割23番2に限る。）の区域 愛知県小牧市の区域のうち、大字南外山（字アヤメ979番1から3まで及び980番1から4までに限る。）、市之久田二丁目（167番4から7まで、167番12、167番15、167番16及び207番に限る。）及び小針三丁目（118番1から4まで及び118番10に限る。）の区域 愛知県西春日井郡豊山町の区域うち、大字豊場（字阿古島13番3、13番7及び13番8、字雨堤56番1から3まで、字杵ノ口1番、字岡浦1番1から3まで、字岡先1番、字岡前1番、字岡西1番1から4まで、字岡山1番1及び1番2、字上ノ池2番、字北上原2番、字狐塚1番、字小道2番1及び2番5、字笹塚1番、字散松1番、字新田町12番1及び12番3、字代官新田1番、字殿釜2番1及び23番、字中新田96番1、字七ツ割48番、字中之道1番2、1番4及び1番5、字幟立2番1、2番5、2番7及び2番8、字林先1番1及び1番6、字松ノ木島1番1から5まで及び1番9から11まで、字丸田41番1、41番5から7まで、44番2、44番5、44番8及び44番9、字孫四池2番、字丸池10番2、字南上原1番並びに字押洗1番1から4まで及び2番1に限る。）並びに大字青山（字阿古島5833番5、字蒲笙3744番1及び3744番2、字尾張田5591番1及び5610番1から3まで、字河原5793番2、字北川3934番2、3936番3、3936番4、3938番3、3943番1、3943番2及び3951番、字北畑3563番1、字社宮司4677番1、4677番3、4677番8、字神田4878番1及び4878番2、字新田島4039番、字天神山3687番1及び3687番2、字道仙島4709番1から5まで、字長鶴4165番、字西大坪3894番1、3894番2及び3934番1から4まで、字西岡5026番、字西北野3667番2、字西敷野3364番1及び3364番2、3365番1及び3365番2、字乗房4520番1から6まで及び4579番1、字花ビラ5485番1から7まで及び5559番1、字東大坪4392番2、4392番4、4400番1から5まで、4528番1及び4528番2、字東岡5319番、字矢留6096番1並びに字棒作5952番1に限る。）の区域
愛知県名古屋市市中村区の区域のうち、岩塚町（字一軒立切20番、字杵脇1番1及び61番2、字神田1番、字九反所1番、字五反田1番、字高道1番、字茶ノ木島1番及び1番4、字流レ1番及び字竜子田11番1に限る。）の区域
愛知県名古屋市東区の区域のうち、矢田三丁目（1601番1及び1602番から1606番までに限る。）の区域 愛知県名古屋市北区の区域のうち、若鶴町（153番及び156番1に限る。）の区域 愛知県名古屋市西区の区域のうち、新木町（18番に限る。）並びに十方町（6番、8番、18番及び107番に限る。）の区域 愛知県名古屋市中区の区域のうち、栄四丁目（301番、302番、311番、312番1、312番2及び313番1から3までに限る。）、正木四丁目（901番、911番1及び911番2に限る。）の区域 愛知県名古屋市熱田区の区域のうち、明野町（310番1、310番2及び311番に限る。）、神宮四丁目（301番、905番及び906番2に限る。）並びに六番二丁目（301番、401番から403番まで、413番、501番、502番、504番、505番、510番から512番まで、521番及び523番に限る。）の区域 名古屋市市中川区の区域のうち、福船町三丁目（1番25及び1番26に限る。）、福船町四丁目（1番1に限る。）並びに江松三丁目（453番から460番まで、604番から608番まで及び611番から613番までに限る。）の区域 名古屋市港区の区域のうち、寛政町三丁目（35番及び36番に限る。）、十一屋一丁目（50番1、50番2、51番1、51番2、53番及び59番1に限る。）、須成町一丁目（1番5に限る。）並びに名港二丁目（909番1及び910番1に限る。）の区域 名古屋市南区の区域のうち、要町四丁目（26番、27番及び28番1に限る。）、上浜町（297番1に限る。）、塩屋町三丁目（11番、11番1から4までに限る。）並びに弥次エ町二丁目（17番1、17番2及び18番1に限る。）の区域 名古屋市緑区の区域のうち、有松南（103番1、105番1、111番、114番から117番まで、145番、149番及び153番に限る。）、浦里二丁目（59番、60番、62番、108番、110番から112番まで、113番1及び113番2に限る。）及び三丁目（34番、58番、59番、62番及び63番に限る。）、大高町（字三番割58番から61番及び63番に限る。）、大根山二丁目（145番から147番までに限る。）並びに鳴海町（字杜若51番1、51番2、52番1から4まで、65番1、65番4、65番5、66番1、66番2、66番4、66番5、67番1、68番1及び69番1に限る。）の区域
愛知県名古屋市港区の区域のうち、大江町及び本星崎町（山崎川、大江川の区域を除く。）の区域 愛知県名古屋市南区の区域のうち、加福町（山崎川の区域を除く。）の区域
愛知県豊橋市の区域のうち、牛川通四丁目（1番1から41までに限る。）、寺沢町（字深沢161番1から4まで、162番1から162番3で、163番から173番まで、174番1、174番2、175番から179番まで、180番1から3まで及び181番1から3までに限る。）、二川町（字道賢田8番1、8番7、18番3及び18番6、字東向山133番2、字四畝町2番1、2番10から15までに限る。）、豊清町（字茶屋ノ下2番54に限る。）並びに三弥町（字新水洗1番1、字中原1番1及び1番5、字元屋敷150番及び150番3から8までに限る。）の区域
愛知県岡崎市の区域のうち、大幡町（字堀田19番1、19番2、20番1、20番5、21番1、43番2、66番1、67番、68番及び69番3に限る。）、筒針町（字河原162番及び166番、字元流5番及び145番に限る。）、福岡町（字村前57番1、57番2、

58番1及び59番1に限る。)並びに矢作町(字川乗1番、字毛呂10番、字三反田1番、字高縄手22番2、字出口1番、字割出1番及び字橋塚26番4に限る。)の区域
愛知県一宮市の区域のうち、丹陽町五日市場(字本地45番に限る。)及び多加木二丁目(8番10から14までに限る。)の区域
愛知県半田市の区域のうち、潮干町(1番27及び1番48に限る。))並びに上浜町(25番3、26番1、26番3、27番1、28番2、59番3、60番1、61番1、62番1、65番3、129番1、130番1、131番1、132番1、134番1、135番1、136番1、137番2及び138番2に限る。)の区域
愛知県半田市の区域のうち、十一号地(18番17及び31に限る。)の区域
愛知県春日井市の区域のうち、如意申町五丁目(9番4から6までに限る。)、上田楽町(字川原先2466番2、2466番6、2466番11、2466番14から16まで、2469番9、2503番及び2515番1に限る。)、桃山町三丁目(42番3、44番1、44番3及び44番4に限る。)、東山町(字平橋2313番12、2313番13、2313番21、2313番24、2313番25及び2313番154から156までに限る。))並びに神屋町(字熊野上1139番62及び1139番63並びに字地福1218番18から20まで、1218番24及び1293番18に限る。)の区域
愛知県豊川市の区域のうち、二見町(77番から83までに限る。)の区域
愛知県津島市の区域のうち、藤浪町一丁目(36番、38番から40番まで、60番1、62番2及び63番に限る。)、鹿伏兎町(西清水9番、25番から29番まで、45番、47番から49番まで、53番から57番まで、59番から62番まで、65番、66番、67番1、67番2、68番、69番及び83番から86番まで並びに上子守156番1に限る。))並びに白浜町(字下池57番1、58番1、61番1、62番1、64番から69番まで、70番1及び102番に限る。)の区域
愛知県碧南市の区域のうち、須磨町(5番17及び5番26に限る。))及び港本町(1番27、4番41及び69に限る。)の区域
愛知県安城市の区域のうち、里町(北歌口33番1から3まで並びに南歌口55番1、55番2、56番1、56番2、57番1及び57番2に限る。)、花ノ木町(30番4、31番6、31番7及び31番11に限る。)、横山町(大山田中90番7、93番8、93番9及び94番1に限る。)、安城町(西広畔13番1及び広美40番7に限る。)、和泉町(北大木3番1、3番2、3番14及び3番15並びに郷前54番に限る。)、根崎町(東新切29番1、30番1、31番1、32番1及び33番1に限る。))並びに新明町(27番4から7まで及び27番14から16までに限る。)の区域
愛知県西尾市の区域のうち、中畑町(喜平前17番1から4まで、21番1、22番4、23番、24番及び26番3に限る。)、上矢田町(郷後1番1、神明寺3番3、寺後1番2及び山伏塚1番に限る。)、米津町(五郎田1番1及び24番に限る。))並びに江原町(柳原67番1、67番2、68番1、68番2、75番、78番1、166番、219番1及び219番2に限る。)の区域
愛知県蒲郡市の区域のうち、御幸町(2808番に限る。))及び金平町(宮前7番2、7番4、7番6、8番1、8番2、10番1、10番7、10番8、13番1及び13番7から9までに限る。)の区域
愛知県犬山市の区域のうち、大字羽黒新田(字中島48番2及び45番4に限る。))並びに字柿畑(62番4、63番1、64番1、64番3、65番1、78番、78番2、79番から81番まで及び83番1に限る。)の区域
愛知県常滑市の区域のうち、セントレア一丁目(2番及び3番に限る。)、四丁目(2番18、2番19、11番8から14まで及び11番16に限る。))並びに五丁目(2番に限る。)の区域
愛知県江南市の区域のうち、後飛保町(前川40番、41番及び43番から47番までに限る。)の区域
愛知県小牧市の区域のうち、市道小坊田1号線と国道155号の交会点を起点とし、順次同国道、市道大山川左岸堤線、市道東名側道北路線、市道長様1号線、市道小坊田1号線を経て起点に至る道路の内側端線で囲まれた区域(小牧市大字上末(字小坊田1301番6に限る。))及び長治町(1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番、5番1、5番2、6番、7番1、7番2、8番から12番まで、13番1、13番2、14番から16番まで、35番から40番までの区域に限る。)の区域を除く。)、下小針中島一丁目(172番、189番から194番まで、197番から205番までに限る。)、二丁目(3番に限る。)の区域
愛知県小牧市の区域のうち、大字村中(字池田1103番1に限る。)、大字本庄(字藤ノ木1087番3、1088番3、1089番から1093番まで、1094番1、1095番1、1096番1から4まで及び1097番から1100番まで並びに字山之内1251番4、1289番1、1289番3、1290番から1292番まで、1293番1、1293番4、1296番1、1296番5、1296番6及び1297番1に限る。)、大字野口(字岳造137番、147番1、147番6、147番7、147番9から12まで及び147番14並びに字句當田23番1から6までに限る。)、大字大草(字年上坂6246番1、6246番2、6252番1から3まで、6252番8、6252番9、6253番1から8まで、6253番10、6253番11、6255番1、6256番1、6256番4、6256番5、6257番1、6257番6、6257番7、6258番、6259番1、6259番2、6259番4、6260番、6261番1(北緯35度18分09秒・80、東経137度0分52秒・16の地点と北緯35度18分09秒・68、東経137度0分52秒・07の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。)、6261番2、6261番4、6262番1(北緯35度18分10秒・29、東経137度0分52秒・56の地点と北緯35度18分10秒・15、東経137度0分52秒・45の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。)、6262番2、6262番4及び6263番並びに字九反所5702番、5703番及び5704番1に限る。))並びに安田町(153番に限る。)の区域
愛知県稲沢市の区域のうち、下津牛洗町(4番1、4番2、9番1、10番1、10番2、11番及び12番1に限る。)、赤池坂畑町(32番1、32番2及び33番1、60番、61番、62番1、62番2、63番から70番、71番1、72番及び73番に限る。)、赤

池広畑町（１番に限る。）、赤池南町（86番に限る。）、陸田一里山町（104番及び105番に限る）、高重東町（27番１、28番１から３まで、29番１、29番２、30番、31番１、32番１、37番１及び38番１に限る。）、祖父江町山崎（江洲29番１及び29番２、三反77番１、77番５、87番１、91番１及び91番８、才蔵野西98番から101番まで及び102番１並びに才蔵野東147番１、147番２、148番から151番まで、152番１から３まで、153番、154番、155番１、156番１、157番、158番１、158番２、160番、162番１、162番２、162番４、163番、164番、165番１、165番２及び166番に限る。）、祖父江町本甲（拾町野43番２、43番５、43番６、43番８及び43番９に限る。）並びに祖父江町森上本郷（十33番１、41番２、45番１、46番１及び46番４並びに十一4番１、4番８及び14番２に限る。）の区域
愛知県新城市の区域のうち、有海（字高田１番20及び字落合１番１までに限る。）の区域
愛知県東海市の区域のうち、名和町（二番割下33番３に限る。）の区域
愛知県大府市の区域のうち、北崎町一丁目（43番及び45番に限る。）の区域
愛知県知多市の区域のうち、新刀池二丁目（27番に限る。）の区域
愛知県知立市の区域のうち、新林町（小深田5番地、7番地１、7番地４、9番地10及び12番地2並びに茶野31番地１及び31番地6から8に限る。）の区域
愛知県尾張旭市の区域のうち、大塚町二丁目（1番３、1番４、1番18及び1番21から24までに限る。）、旭前町（北4番、24番から28番まで、28番１、34番及び36番から38番まで、西新田5157番8並びに新田洞5050番１及び5052番１に限る。）並びに平子町（西1番及び14番１に限る。）の区域
愛知県豊明市の区域のうち、栄町（新左山１番794に限る。）の区域
愛知県日進市の区域のうち、米野木町北畑（1番7、1番8、1番13、1番70、38番１及び38番4に限る。）並びに北山（226番２、226番6、248番２、248番３、249番１、249番8及び249番10に限る。）の区域
愛知県愛西市の区域のうち、西保町（六十坪2番１及び5番１に限る。）の区域
愛知県清須市の区域のうち、西枇杷島町（地領一丁目15番4から6、15番12及び15番13に限る。）並びに春日（郷ヶ島72番１及び91番に限る。）の区域
愛知県北名古屋市の区域のうち、六ツ師（大島19番１、20番、21番、22番１、40番から44番まで、69番、70番、71番１、71番２、72番から75番まで、76番１、76番２、77番、78番、79番１、79番２、80番１、80番２、81番、82番、83番１、83番２、84番から93番まで、94番１及び94番2並びに女夫越1番１から4まで及び2番に限る。）、沖村（岡1番１から4、西ノ川58番１、58番２、59番から71番まで、72番１、72番２及び73番から113番まで、白弓1番１から4まで、2番から18番まで、19番１、19番２、20番から26番まで、99番から112番まで、113番１、113番２、114番１、114番２、115番１、115番２及び116番から118番まで、佐渡79番から82番まで、83番１、83番２、84番から91番、92番１、92番２、93番から95番まで、126番、127番、128番１、128番２及び129番から140番まで、舟附1番から7番まで、19番から34番まで及び57番から63番まで並びに六反1番から11番まで、42番、43番、44番１、44番２、45番から54番まで、96番から116番まで、144番から159番まで及び186番から192番に限る。）、石橋（白目14番から35番まで、36番１、36番２、37番１、37番２、38番１、38番２、39番１、39番２、40番１、40番２、45番から54番まで、130番及び131番に限る。）、北野（小柳1番から7番まで、8番１、8番２、9番１、9番2並びに天神100番2及び101番から107番までに限る。）、並びに徳重（西沼48番１、49番１、50番１、51番から57番まで、58番１、58番２、59番１、59番2に限る。）の区域
愛知県弥富市の区域のうち、楠二丁目（65番27に限る。）の区域
愛知県弥富市の区域のうち、楠三丁目（11番、20番１、20番２（北緯35度2分15秒・07、東経136度47分18秒・47の地点を起点とし、順次同地点から北緯35度2分9秒・11、東経136度47分14秒・32、北緯35度2分8秒・37、東経136度47分15秒・89、北緯35度2分8秒・35、東経136度47分15秒・93、北緯35度2分8秒・45、東経136度47分16秒・00、北緯35度2分14秒・09、東経136度47分19秒・94、北緯35度2分14秒・20、東経136度47分20秒・02、北緯35度2分14秒・26、東経136度47分20秒・06、北緯35度2分14秒・30、東経136度47分20秒・09の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、20番3、20番7及び20番8に限る。）の区域
愛知県みよし市の区域のうち、黒笹町（小持松1123番１及び1123番4に限る。）の区域
愛知県あま市の区域のうち、七宝町安松（三丁目7番から9番まで、24番及び82番に限る。）、七宝町川部（四反田20番、21番及び31番並びに屋敷代15番、16番、19番及び20番までに限る。）、富塚（布内12番１、12番２、13番１、13番３、13番４、14番及び15番１に限る。）及び篠田（綾瀬1番１、2番１及び15番2、遠原1番から40番まで及び40番１、蓮島1番から42番まで、一ツ連1番、5番から7番まで、11番から13番まで、17番、18番及び21番、面徳12番並びに藤東31番及び32番）の区域
愛知県丹羽郡大口町の区域のうち、高橋一丁目（1番から3番まで、5番、6番１、6番3、6番4、7番、7番１、7番２、8番、8番１、10番、11番、12番１、12番２、13番から15番まで、64番、65番１、65番２、66番、277番から282番まで、283番１、283番2及び284番１から3までに限る。）、仲沖一丁目（1番4、1番5、16番１、16番2及び17番１から3までに限る。）の区域
愛知県海部郡蟹江町の区域のうち、舟入一丁目（127番、130番、131番、133番及び136番に限る。）の区域
愛知県海部郡飛島村の区域のうち、北緯35度3分24秒・22、東経136度49分54秒・62の地点を起点とし、順次同地点から

北緯 35 度 3 分 24 秒・26、東経 136 度 49 分 28 秒・95、北緯 35 度 3 分 15 秒・49、東経 136 度 49 分 28 秒・99、北緯 35 度 3 分 15 秒・54、東経 136 度 49 分 49 秒・22 の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域
愛知県海部郡飛島村の区域のうち、北緯 35 度 3 分 29 秒・32、東経 136 度 49 分 49 秒・15 の地点を起点とし、順次同地点から北緯 35 度 3 分 29 秒・31、東経 136 度 49 分 39 秒・91、北緯 35 度 3 分 26 秒・81、東経 136 度 49 分 39 秒・92、北緯 35 度 3 分 26 秒・82、東経 136 度 49 分 49 秒・15 の地点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域
愛知県海部郡飛島村の区域のうち、木場二丁目（38 番から 40 番まで、54 番、91 番、94 番、99 番及び 102 番に限る。）の区域
三重県津市の区域のうち、一身田中野（字東塩田 1 番 6、8 番 1、9 番、11 番、12 番、19 番 1、19 番 4、20 番 1、21 番及び 22 番 3 に限る）、片田町（字壱町田 846 番 2 に限る。）並びにあのつ台四丁目（3 番 3 及び 3 番 4 に限る。）の区域
三重県四日市市の区域のうち、茂福町（1748 番 1、1748 番 2、1749 番 1、1749 番 2、1750 番 2 に限る。）、広永町（字五反田 1243 番 1、1244 番 1、1245 番 1、1227 番 1、1227 番 3、1228 番 1、1229 番 1 及び 1230 番 1 に限る。）、黄金町（33 番、34 番に限る。）の区域
三重県伊勢市の区域のうち、竹ヶ鼻町（字潮満 100 番及び 100 番 8、字鶴ヶ森 99 番 1、99 番 30、99 番 33、99 番 40、99 番 83 及び 99 番 95 から 99 まで並びに字西ノ口 101 番 1、101 番 2 及び 101 番 8 から 10 までに限る。）、小木町（字出淵 695 番及び 696 番に限る。）、並びに朝熊町（字鴨谷 4383 番 480、字西谷 3600 番 29 並びに字東谷 3477 番 36 及び 3477 番 40 に限る。）の区域
三重県松阪市の区域のうち、広陽町（22 番に限る。）の区域
三重県桑名市の区域のうち、大字蛸塚新田（字中屋敷 972 番 1、991 番 4、991 番 5、995 番 1、995 番 5、995 番 7 及び 1000 番並びに字仁太夫浦 1029 番 2、1030 番、1037 番 1、1106 番、1119 番 1、1130 番 1、1130 番 2 及び 1138 番に限る。）、大字蛸塚新田字仁太夫浦 1138 番、大字下深谷部字西山 1134 番、大字蛸塚新田字仁太夫浦 1143 番 1 地先を経て 1141 番 3 地先に至る里道、大字下深谷部字西山 1151 番 3 地先を経て 1142 番 1 地先に至る里道で囲まれた区域、大字北別所（字中縄 1844 番 7 に限る。）、大字播磨（字宮西 438 番 2 並びに字源兵衛 472 番 1、476 番 2、477 番 1 から 3 まで、480 番 8 から 10 まで、480 番 15、489 番 3、489 番 5、530 番 1 及び 530 番 5 に限る。）、大字東方（字土島 2454 番、2488 番 1、2488 番 2 及び 2488 番 4 並びに字畝若 2491 番 4 に限る。）、大字東汰上（字鎌地縄 507 番 1、字八反田 1081 番 6、字前田 1092 番 1、1092 番 5、1134 番、1135 番、1138 番 2、1145 番 2 及び 1153 番、字井口 1164 番 1 並びに字半会 1203 番及び 1207 番 1 に限る。）、大字額田（字棚瀬 1667 番、1668 番 1、1669 番 1 に限る。）、大字増田（字棚瀬 498 番 1、499 番 1、500 番、501 番 1、502 番 1、502 番 3、503 番 1、504 番 2 に限る。）並びに大字下深谷部（字東山 978 番 1、980 番、981 番 1、985 番 1、986 番 1、987 番 1、1035 番 1、1036 番 1、1037 番 2、1038 番、1039 番、1041 番、1044 番、1045 番 1、1048 番 1 及び 1049 番 2 並びに字西山 1134 番に限る。）の区域
三重県鈴鹿市の区域のうち、広瀬町（東野 2830 番から 2836 番まで、2838 番、2839 番 1、2840 番から 2842 番まで、2843 番 1、2843 番 2、2844 番 1、2844 番 2、2845 番及び 2846 番、口山 870 番から 873 番まで、875 番、876 番、877 番 1、877 番 3 から 6 まで、878 番から 881 番まで、882 番 1、882 番 2、883 番 2、884 番 1、884 番 2、885 番、886 番 1、886 番 2、895 番 2、895 番 4、895 番 8、896 番 1、897 番、898 番、899 番 1 及び 900 番 5 に限る。）、寺家町（伏拝 983 番、985 番 1 に限る。）、稲生町（中山脇 8687 番 3、8708 番 1、8708 番 3、8708 番 4、8733 番、8734 番 1、8734 番 2、8819 番 1、8819 番 3、8819 番 4、8830 番 18、8830 番 115、8833 番、8835 番 1 に限る。）、高岡町（唐木 2417 番 1 及び 2417 番 10 から 15 までに限る。）、一ノ宮町（三反長 1020 番 6、1020 番 11 及び 1059 番 3、屋佐縄 1166 番 1、1167 番 1、1167 番 2 及び 1169 番 1 から 3 まで、七九郎縄 1438 番 1、1438 番 4、1438 番 5、1439 番 1、1440 番 1、1441 番 1、1442 番 1、1443 番、1444 番 1、1444 番 3、1445 番 1、1446 番 1、1447 番 1、1448 番から 1450 番まで、1451 番 1、1455 番、1461 番、1461 番 1、1462 番 2、1467 番 1、1477 番 1、1507 番 3 から 7 まで及び 1525 番 9 並びに落縄 1545 番 3 から 6 まで、1556 番、1557 番、1557 番 1、1558 番 1、1561 番 1、1562 番 1、1566 番 1、1567 番 1、1568 番 1、1569 番 2、1570 番 2 及び 1570 番 4 に限る。）の区域
三重県亀山市の区域のうち、田村町（字大野 1777 番 15、字東山 1778 番 15、1778 番 23、1778 番 25 及び 1778 番 69 に限る。）、太森町（字大野 1995 番 2、1995 番 4 及び 1995 番 66 に限る。）の区域
三重県いなべ市の区域のうち、北勢町（大字其原字天王 57 番 13 及び 57 番 16 並びに大字大辻新田字大辻野 226 番 1、227 番、228 番 1、229 番 1、230 番、231 番 1、232 番 1、232 番 4、232 番 5、233 番 1、234 番から 237 番まで及び 238 番 1 に限る。）並びに員弁町（大字市之原字細谷 5 番 6、23 番 25 及び 23 番 26 並びに大字市之原字白岩谷 2331 番 17、2331 番 20、2331 番 21 及び 2331 番 25 から 28 までに限る。）の区域
三重県伊賀市の区域のうち、西明寺（字天津川 2231 番 9、2231 番 10、2231 番 17 から 22 まで、字中尾谷 2284 番 3、2284 番 5 から 10 までに限る。）並びに荒木（字ダラ 1848 番 7 から 9 まで、1848 番 15、1848 番 22 及び 1848 番 23 に限る。）の区域
三重県桑名郡木曽岬町の区域のうち、大字源緑輪中（93 番 1、93 番 4 から 6 まで、94 番 1 から 3 まで、95 番から 97 番まで及び 101 番から 107 番までに限る。）の区域

国際戦略総合特別区域の区域変更案

国際戦略総合特別区域の名称：アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

地方公共団体の名称：長野県、長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、松川町、高森町、喬木村、豊丘村、岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町、静岡県、浜松市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、**豊川市**、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村、三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、名古屋港管理組合

国際戦略総合特別区域の範囲：

新	旧
長野県長野市（略）	長野県長野市（略）
長野県上田市（略）	長野県上田市（略）
長野県岡谷市（略）	長野県岡谷市（略）
長野県飯田市の区域のうち、羽場権現（1149 番 1、1149 番 5、1154 番 7 及び 1596 番 2 に限る。）、大休（1570 番 17、1879 番、1879 番 2、1879 番 9、1879 番 14、1879 番 16、1940 番 4、1940 番 7、2001 番 3、2003 番 2、7223 番 1、7223 番 3 及び 7223 番 6 に限る。）、滝の沢（5827 番 4、5827 番 7、5827 番 8、5827 番 12 から 14 まで及び 5827 番 18 から 20 までに限る。）、松尾寺所（7303 番 1、7304 番 1、7305 番 1、7305 番 2、7305 番 4 及び 7305 番 5 に限る。）、松尾明（7584 番 1、7584 番 2、7585 番 1 及び 7585 番 2 に限る。）、松尾城（4169 番 2、4170 番 2、4171 番、4211 番 2、4253 番 1、4254 番 1、4254 番 2、4334 番 3 及び 4335 番 2 に限る。）、毛賀（240 番 2、241 番 4、241 番 5、276 番 1、276 番 4、665 番 4、943 番 2、943 番 4、950 番 1、950 番 3、953 番 1、953 番 2、953 番 4 から 6 まで、954 番から 957 番まで、962 番 1、962 番 2、963 番、965 番から 967 番まで、972 番 1、972 番 3、973 番、974 番、975 番 1 から 3 まで、976 番 2、976 番 3（北緯 35 度 27 分 25 秒・16、東経 137 度 52 分 14 秒・90 の地点と北緯 35 度 27 分 25 秒・14、東経 137 度 52 分 15 秒・04 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、976 番 4 から 8 まで、978 番 1、978 番 2（北緯 35 度 27 分 22 秒・18、東経 137 度 52 分 12 秒・14 の地点と北緯 35 度 27 分 22 秒・11、東経 137 度 52 分 12 秒・17 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、978 番 3、979 番から 981 番まで、982 番 2、984 番 1、986 番 3（北緯 35 度 27 分 24 秒・39、東経 137 度 52 分 12 秒・86 の地点と北緯 35 度 27 分 24 秒・37、東経 137 度 52 分 12 秒・82 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、1007 番 1、1013 番 3（北緯 35 度 27 分 19 秒・41、東経 137 度 52 分 17 秒・65 の地点と北緯 35 度 27 分 19 秒・37、東経 137 度 52 分 17 秒・70 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、1013 番 4、1013 番 5、1013 番 7、1013 番 8、1020 番、1020 番 2 から 4 まで、1021 番 1、1030 番 3、1031 番 1、1052 番 1、1052 番 2、1073 番 3、1209 番 7、1215 番 1、1215 番 5、1226 番 5、1235 番	長野県飯田市の区域のうち、羽場権現（1149 番 1、1149 番 5、1154 番 7 及び 1596 番 2 に限る。）、大休（1570 番 17、1879 番、1879 番 2、1879 番 9、1879 番 14、1879 番 16、1940 番 4、1940 番 7、2001 番 3、2003 番 2、7223 番 1、7223 番 3 及び 7223 番 6 に限る。）、滝の沢（5827 番 4、5827 番 7、5827 番 8、5827 番 12 から 14 まで及び 5827 番 18 から 20 までに限る。）、松尾寺所（7303 番 1、7304 番 1、7305 番 1、7305 番 2、7305 番 4 及び 7305 番 5 に限る。）、松尾明（7584 番 1、7584 番 2、7585 番 1 及び 7585 番 2 に限る。）、松尾城（4169 番 2、4170 番 2、4171 番、4211 番 2、4253 番 1、4254 番 1、4254 番 2、4334 番 3 及び 4335 番 2 に限る。）、毛賀（240 番 2、241 番 4、241 番 5、276 番 1、276 番 4、665 番 4、943 番 2、943 番 4、950 番 1、950 番 3、953 番 1、953 番 2、953 番 4 から 6 まで、954 番から 957 番まで、962 番 1、962 番 2、963 番、965 番から 967 番まで、972 番 1、972 番 3、973 番、974 番、975 番 1 から 3 まで、976 番 2、976 番 3（北緯 35 度 27 分 25 秒・16、東経 137 度 52 分 14 秒・90 の地点と北緯 35 度 27 分 25 秒・14、東経 137 度 52 分 15 秒・04 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、976 番 4 から 8 まで、978 番 1、978 番 2（北緯 35 度 27 分 22 秒・18、東経 137 度 52 分 12 秒・14 の地点と北緯 35 度 27 分 22 秒・11、東経 137 度 52 分 12 秒・17 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、978 番 3、979 番から 981 番まで、982 番 2、984 番 1、986 番 3（北緯 35 度 27 分 24 秒・39、東経 137 度 52 分 12 秒・86 の地点と北緯 35 度 27 分 24 秒・37、東経 137 度 52 分 12 秒・82 の地点を結ぶ線で区切った西側の区域に限る。）、1007 番 1、1013 番 3（北緯 35 度 27 分 19 秒・41、東経 137 度 52 分 17 秒・65 の地点と北緯 35 度 27 分 19 秒・37、東経 137 度 52 分 17 秒・70 の地点を結ぶ線で区切った北側の区域に限る。）、1013 番 4、1013 番 5、1013 番 7、1013 番 8、1020 番、1020 番 2 から 4 まで、1021 番 1、1030 番 3、1031 番 1、1052 番 1、1052 番 2、1073 番 3、1209 番 7、1215 番 1、1215 番 5、1226 番 5、1235 番

2、1236番1、1249番5、1249番8、1250番3、1253番1、1260番1、1260番3、1263番、1264番4、1270番6及び1270番7に限る。)、駄科(1862番2、1862番4、1863番、1864番、1865番1、1868番1、1870番1、1871番3、1872番1、1872番2、1872番4及び1880番5に限る。)、長野原(700番59から64まで、700番105、700番106、700番129、700番131及び700番133から136までに限る。)、時又(122番1から4まで、126番、127番、127番8から10まで、127番65、127番148及び127番152に限る。)、桐林(2254番293、2254番295、2254番296、2254番306、2254番307、2656番1、2656番2、2657番1から3まで、2660番1、2660番2、2662番、2664番、2665番6、2666番、2668番、2672番6、2672番7、2674番2、2675番2、2676番、2678番、2679番1、2679番3、2679番4、2680番1から3まで、2681番、2683番、2684番、2687番及び2688番5に限る。)、嶋(134番から137まで、146番、147番に限る。)、川路(7500番1、7502番1、7502番2、7572番1から4まで、7573番1から4まで、7574番1から3まで、7575番1、7575番2及び7576番1から3まで、7626番1、7626番2、7627番1及び7627番2に限る。)、伊豆木(16番1、16番2、16番4、16番5、16番9、16番12、17番1、17番2、17番7、19番5、19番6、19番10、22番1、22番2、22番4、23番2、39番10、62番1、62番3、62番4、62番6、62番8、62番17、62番19、62番25、62番37、5804番1、5804番2、5808番2、5810番及び5816番8に限る。)、山本(3577番、3763番1、3764番1から3まで及び3765番1、4754番2、4754番3、4755番、4766番1、4828番1、4828番4から7まで、4856番1及び4856番4に限る。)、下殿岡(48番、49番1、49番3、50番、51番6、62番1、63番1、64番1、65番1、733番1、733番4、733番11から13まで、735番1から4まで、739番3、743番1及び745番1に限る。)、三日市場(1091番3、1099番1、1100番、1101番1から3まで、1102番4及び1103番3(北緯35度25分32秒・30、東経137度52分43秒・33の地点と北緯35度25分32秒・29、東経137度52分43秒・29の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))に限る。)、北方(137番11、1599番1、1599番3、1601番3、1602番1、1603番1、1604番1及び1605番1に限る。)、中村(1460番1、1463番1、1463番2、1501番4、1502番3及び1503番1に限る。)、鼎切石(5005番12、5005番14、5005番18、5005番19、5006番3、5006番6、5036番6、5036番30、5036番31、5036番45、5036番46、5121番2、5121番4、5121番41、5121番52(北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・90の地点と北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・92の地点を結ぶ線で区切った西側の区域及び北緯35度25分23秒・73、東経137度54分39秒・66の地点と北緯35度25分23秒・72、東経137度54分39秒・61の地点を結ぶ線で区切った東側の区域を除く。)、5121番119、5121番120、5121番138及び5121番139に限る。))並びに鼎一色(302番20及び303番1に限る。)の区域	2、1236番1、1249番5、1249番8、1250番3、1253番1、1260番1、1260番3、1263番、1264番4、1270番6及び1270番7に限る。)、駄科(1868番1、1872番1及び1880番5に限る。)、長野原(700番59から64まで、700番105、700番106、700番129、700番131及び700番133から136までに限る。)、時又(122番1から4まで、126番、127番、127番8から10まで、127番65、127番148及び127番152に限る。)、桐林(2254番293、2254番295、2254番296、2254番306、2254番307、2656番1、2656番2、2657番1から3まで、2660番1、2660番2、2662番、2664番、2665番6、2666番、2668番、2672番6、2672番7、2674番2、2675番2、2676番、2678番、2679番1、2679番3、2679番4、2680番1から3まで、2681番、2683番、2684番、2687番及び2688番5に限る。)、嶋(134番から137まで、146番、147番に限る。)、川路(7500番1、7502番1、7502番2、7572番1から4まで、7573番1から4まで、7574番1から3まで、7575番1、7575番2及び7576番1から3までに限る。)、伊豆木(16番1、16番2、16番4、16番5、16番9、16番12、17番1、17番2、17番7、19番5、19番6、19番10、22番1、22番2、22番4、23番2、39番10、62番1、62番3、62番4、62番6、62番8、62番17、62番19、62番25、62番37、5804番1、5804番2、5808番2、5810番及び5816番8に限る。)、山本(3577番、3763番1、3764番1から3まで及び3765番1、4754番2、4754番3、4755番、4766番1、4828番1、4828番4から7まで、4856番1及び4856番4に限る。)、下殿岡(48番、49番1、49番3、50番、51番6、62番1、63番1、64番1、65番1、733番1、733番4、733番11から13まで、735番1から4まで、739番3、743番1及び745番1に限る。)、三日市場(1091番3、1099番1、1100番、1101番1から3まで、1102番4及び1103番3(北緯35度25分32秒・30、東経137度52分43秒・33の地点と北緯35度25分32秒・29、東経137度52分43秒・29の地点を結ぶ線で区切った東側の区域に限る。))に限る。)、北方(137番11、1599番1、1599番3、1601番3、1602番1、1603番1、1604番1及び1605番1に限る。)、鼎切石(5005番12、5005番14、5005番18、5005番19、5006番3、5006番6、5036番6、5036番30、5036番31、5036番45、5036番46、5121番2、5121番4、5121番41、5121番52(北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・90の地点と北緯35度25分22秒・80、東経137度54分39秒・92の地点を結ぶ線で区切った西側の区域及び北緯35度25分23秒・73、東経137度54分39秒・66の地点と北緯35度25分23秒・72、東経137度54分39秒・61の地点を結ぶ線で区切った東側の区域を除く。)、5121番119、5121番120、5121番138及び5121番139に限る。))並びに鼎一色(302番20及び303番1に限る。)の区域
長野県諏訪市(略)	長野県諏訪市(略)
長野県伊那市(略)	長野県伊那市(略)
長野県駒ヶ根市(略)	長野県駒ヶ根市(略)
長野県茅野市(略)	長野県茅野市(略)

長野県諏訪郡下諏訪町（略）	長野県諏訪郡下諏訪町（略）
長野県諏訪郡富士見町（略）	長野県諏訪郡富士見町（略）
長野県上伊那郡辰野町（略）	長野県上伊那郡辰野町（略）
長野県上伊那郡箕輪町（略）	長野県上伊那郡箕輪町（略）
長野県上伊那郡飯島町（略）	長野県上伊那郡飯島町（略）
長野県上伊那郡南箕輪村の区域のうち、北原（1633 番 28、1633 番 31 から 34 まで、1633 番 36 から 40 まで、1633 番 135 から 139 まで、1633 番 141、1633 番 143 から 147 まで、1633 番 158 から 161 まで、1634 番 56 から 58 まで及び 1634 番 60 に限る。）の区域	長野県上伊那郡南箕輪村の区域のうち、北原（1633 番 28、1633 番 31 から 34 まで、1633 番 36 から 40 まで、1633 番 135 から 147 まで、1634 番 56 から 58 まで、1634 番 60 及び村道 3018 号線（1633 番 140 南西の頂点と 1633 番 142 北西の頂点を結ぶ線と 1633 番 147 南東の頂点と 1633 番 137 北東の頂点を結ぶ線により区切られる区域に限る。）に限る。）の区域
長野県下伊那郡松川町（略）	長野県下伊那郡松川町（略）
長野県下伊那郡高森町（略）	長野県下伊那郡高森町（略）
長野県下伊那郡喬木村（略）	長野県下伊那郡喬木村（略）
長野県下伊那郡豊丘村（略）	長野県下伊那郡豊丘村（略）
岐阜県岐阜市（略）	岐阜県岐阜市（略）
岐阜県大垣市（略）	岐阜県大垣市（略）
岐阜県関市（略）	岐阜県関市（略）
岐阜県中津川市（略）	岐阜県中津川市（略）
岐阜県美濃市（略）	岐阜県美濃市（略）
岐阜県瑞浪市（略）	岐阜県瑞浪市（略）
岐阜県羽島市（略）	岐阜県羽島市（略）
岐阜県恵那市（略）	岐阜県恵那市（略）
岐阜県美濃加茂市（略）	岐阜県美濃加茂市（略）
岐阜県土岐市（略）	岐阜県土岐市（略）
岐阜県各務原市（略）	岐阜県各務原市（略）
岐阜県各務原市（略）	岐阜県各務原市（略）
岐阜県可児市（略）	岐阜県可児市（略）
岐阜県郡上市（略）	岐阜県郡上市（略）
岐阜県海津市（略）	岐阜県海津市（略）
岐阜県羽島郡笠松町（略）	岐阜県羽島郡笠松町（略）
岐阜県不破郡垂井町（略）	岐阜県不破郡垂井町（略）
岐阜県安八郡神戸町（略）	岐阜県安八郡神戸町（略）
岐阜県安八郡輪之内町（略）	岐阜県安八郡輪之内町（略）
岐阜県安八郡安八町（略）	岐阜県安八郡安八町（略）
岐阜県揖斐郡大野町（略）	岐阜県揖斐郡大野町（略）

岐阜県加茂郡坂祝町（略）	岐阜県加茂郡坂祝町（略）
岐阜県加茂郡川辺町（略）	岐阜県加茂郡川辺町（略）
岐阜県可児郡御嵩町（略）	岐阜県可児郡御嵩町（略）
静岡県浜松市中央区の区域のうち、市野町（182 番 1、183 番 1、186 番 1、200 番 1、215 番 1、224 番 1、224 番 2、226 番 1、227 番 1、228 番、229 番、235 番 1、236 番 1、243 番、247 番、882 番、883 番、884 番、885 番 1、886 番 1、886 番 2、887 番、890 番 1、891 番、892 番、893 番、894 番、895 番、897 番、907 番 2、909 番、910 番、920 番、927 番、928 番、929 番 1 から 3 まで、930 番、931 番 1、1023 番、1024 番、1025 番、1026 番、1027 番、1028 番 1、1028 番 2、1029 番、1030 番、1034 番 1、1035 番、1036 番、1037 番、1038 番 1、1038 番 65、1039 番 2、1040 番 1、1040 番 2、1041 番、1066 番 1、1067 番、1068 番、1069 番 1、1069 番 3、1071 番 1、1072 番、1072 番 2、1073 番、1074 番 1、1075 番 1、1076 番 1、1077 番 1、1077 番 2、1078 番 1、1079 番 1、1080 番 1、1082 番、1082 番 3、1083 番 1 に限る。）、中田町（454 番、455 番 1、455 番 2、456 番から 458 番、459 番 1 から 3、460 番 1 から 3、461 番 1 から 3、462 番、463 番 1 から 5、464 番 1、464 番 2、465 番、466 番 1、466 番 2、467 番、468 番、469 番及び 470 番 1 に限る。）、半田町（字半田上 723 番 1 に限る。）、雄踏一丁目（106 番 1 から 3 まで、106 番 9 及び 106 番 10 に限る。）、飯田町（字神田 1065 番、1067 番及び 1068 番に限る。）及び大原町（418 番 1、418 番 2、418 番 4 から 6、419 番 1 及び 419 番 5 に限る。）の区域 静岡県浜松市浜名区の区域のうち、都田町（字上志野 9603 番 2 及び 9604 番 1 から 3 まで、字高垣 3171 番 13 及び 3171 番 16 並びに字松田ヶ谷 3296 番 2 及び 3296 番 3 に限る。）、新都田一丁目（105 番 3 及び 109 番 2 に限る。）、細江町中川（字テクノランド 7000 番 18 に限る。）、平口（字姥ヶ谷 5473 番、5474 番 1、5474 番 2 及び 5478 番から 5480 番までに限る。）並びに染地台五丁目（1 番 1 から 15 までに限る。）及び六丁目（4 番 1 に限る。）の区域	静岡県浜松市東区の区域のうち、市野町（182 番 1、183 番 1、186 番 1、200 番 1、215 番 1、224 番 1、224 番 2、226 番 1、227 番 1、228 番、229 番、235 番 1、236 番 1、243 番、247 番、882 番、883 番、884 番、885 番 1、886 番 1、886 番 2、887 番、890 番 1、891 番、892 番、893 番、894 番、895 番、897 番、907 番 2、909 番、910 番、920 番、927 番、928 番、929 番 1 から 3 まで、930 番、931 番 1、1023 番、1024 番、1025 番、1026 番、1027 番、1028 番 1、1028 番 2、1029 番、1030 番、1034 番 1、1035 番、1036 番、1037 番、1038 番 1、1038 番 65、1039 番 2、1040 番 1、1040 番 2、1041 番、1066 番 1、1067 番、1068 番、1069 番 1、1069 番 3、1071 番 1、1072 番、1072 番 2、1073 番、1074 番 1、1075 番 1、1076 番 1、1077 番 1、1077 番 2、1078 番 1、1079 番 1、1080 番 1、1082 番、1082 番 3、1083 番 1 に限る。）、中田町（454 番、455 番 1、455 番 2、456 番から 458 番、459 番 1 から 3、460 番 1 から 3、461 番 1 から 3、462 番、463 番 1 から 5、464 番 1、464 番 2、465 番、466 番 1、466 番 2、467 番、468 番、469 番及び 470 番 1 に限る。）及び半田町（字半田上 723 番 1 に限る。）の区域 静岡県浜松市西区の区域のうち、雄踏一丁目（106 番 1 から 3 まで、106 番 9 及び 106 番 10 に限る。）の区域 静岡県浜松市南区の区域のうち、飯田町（字神田 1065 番、1067 番及び 1068 番に限る。）の区域 静岡県浜松市北区の区域のうち、大原町（418 番 1、418 番 2、418 番 4 から 6、419 番 1 及び 419 番 5 に限る。）、都田町（字上志野 9603 番 2 及び 9604 番 1 から 3 まで、字高垣 3171 番 13 及び 3171 番 16 並びに字松田ヶ谷 3296 番 2 及び 3296 番 3 に限る。）、新都田一丁目（105 番 3 及び 109 番 2 に限る。）並びに細江町中川（字テクノランド 7000 番 18 に限る。）の区域 静岡県浜松市浜北区の区域のうち、平口（字姥ヶ谷 5473 番、5474 番 1、5474 番 2 及び 5478 番から 5480 番までに限る。）並びに染地台五丁目（1 番 1 から 15 までに限る。）及び六丁目（4 番 1 に限る。）の区域
静岡県島田市（略）	静岡県島田市（略）
静岡県富士市（略）	静岡県富士市（略）
静岡県磐田市（略）	静岡県磐田市（略）
静岡県焼津市（略）	静岡県焼津市（略）
静岡県掛川市（略）	静岡県掛川市（略）
静岡県駿東郡清水町（略）	静岡県駿東郡清水町（略）
愛知県名古屋市千種区（略）	愛知県名古屋市千種区（略）
愛知県名古屋市北区（略）愛知県春日井市（略） 愛知県小牧市（略）愛知県西春日井郡豊山町（略）	愛知県名古屋市北区（略）愛知県春日井市（略） 愛知県小牧市（略）愛知県西春日井郡豊山町（略）

愛知県名古屋市中村区（略）	愛知県名古屋市中村区（略）
愛知県名古屋市東区（略）	愛知県名古屋市東区（略）
愛知県名古屋市北区（略）	愛知県名古屋市北区（略）
愛知県名古屋市西区（略）	愛知県名古屋市西区（略）
愛知県名古屋市中区（略）	愛知県名古屋市中区（略）
愛知県名古屋市熱田区（略）	愛知県名古屋市熱田区（略）
名古屋市中川区（略）	名古屋市中川区（略）
名古屋市港区（略）	名古屋市港区（略）
名古屋市南区（略）	名古屋市南区（略）
名古屋市緑区（略）	名古屋市緑区（略）
愛知県名古屋市港区（略）愛知県名古屋市南区（略）	愛知県名古屋市港区（略）愛知県名古屋市南区（略）
愛知県豊橋市（略）	愛知県豊橋市（略）
愛知県岡崎市（略）	愛知県岡崎市（略）
愛知県一宮市（略）	愛知県一宮市（略）
愛知県半田市（略）	愛知県半田市（略）
愛知県半田市（略）	愛知県半田市（略）
愛知県春日井市（略）	愛知県春日井市（略）
愛知県豊川市の区域のうち、二見町（77 番から 83 までに限る。）の区域	
愛知県津島市（略）	愛知県津島市（略）
愛知県碧南市（略）	愛知県碧南市（略）
愛知県安城市（略）	愛知県安城市（略）
愛知県西尾市（略）	愛知県西尾市（略）
愛知県蒲郡市（略）	愛知県蒲郡市（略）
愛知県犬山市（略）	愛知県犬山市（略）
愛知県常滑市（略）	愛知県常滑市（略）
愛知県江南市（略）	愛知県江南市（略）
愛知県小牧市（略）	愛知県小牧市（略）
愛知県小牧市の区域のうち、大字三ツ渚（字観音堂 503 番 1、字東阿原 1487 番 2、1488 番 1 及び 1489 番並びに字東播洲 1531 番、1563 番 1、1564 番 1、1565 番、1565 番 1、1565 番 2、1566 番 1、1567 番 1、1568 番 1 及び 1568 番 5 に限る）、大字村中（字池田 1103 番 1 に限る。）、大字本庄（字藤ノ木 1087 番 3、1088 番 3、1089 番から 1093 番まで、1094 番 1、1095 番 1、1096 番 1 から 4 まで及び 1097 番から 1100 番まで並びに字山之内 1251 番 4、1289 番 1、1289 番 3、1290 番から 1292 番まで、1293 番 1、1293 番 4、1296 番 1、1296 番 5、1296 番 6 及び 1297 番 1 に限る。）、大字野口（字岳造 137 番、147 番 1、147 番 6、147 番 7、147 番 9 から 12 まで及び 147 番 14 並びに字勾當田 23 番 1 から 6 まで）に限る。）、大字大草（字年上坂 6246 番 1、6246 番 2、6252 番 1 から 3 まで、6252 番 8、6252 番 9、6253 番 1 から 8 まで、6253 番 10、6253 番 11、6255 番 1、6256 番 1、6256 番 4、	愛知県小牧市の区域のうち、大字舟津（字徳重 1354 番 8、1358 番 1、1358 番 2、1359 番 1、1360 番、1360 番 1、1366 番、1366 番 2、1370 番 1 及び 1375 番に限る）、大字三ツ渚（字観音堂 503 番 1、字東阿原 1487 番 2、1488 番 1 及び 1489 番並びに字東播洲 1531 番、1563 番 1、1564 番 1、1565 番、1565 番 1、1565 番 2、1566 番 1、1567 番 1、1568 番 1 及び 1568 番 5 に限る）、大字村中（字池田 1103 番 1 に限る。）、大字本庄（字藤ノ木 1087 番 3、1088 番 3、1089 番から 1093 番まで、1094 番 1、1095 番 1、1096 番 1 から 4 まで及び 1097 番から 1100 番まで並びに字山之内 1251 番 4、1289 番 1、1289 番 3、1290 番から 1292 番まで、1293 番 1、1293 番 4、1296 番 1、1296 番 5、1296 番 6 及び 1297 番 1 に限る。）、大字野口（字岳造 137 番、147 番 1、147 番 6、147 番 7、147 番 9 から 12 まで及び 147 番 14 並びに字勾當田 23 番 1 から 6 まで）に限る。）、大字大草（字年上坂 6246 番 1、

6256 番 5、6257 番 1、6257 番 6、6257 番 7、6258 番、6259 番 1、6259 番 2、6259 番 4、6260 番、6261 番 1（北緯 35 度 18 分 09 秒・80、東経 137 度 0 分 52 秒・16 の地点と北緯 35 度 18 分 09 秒・68、東経 137 度 0 分 52 秒・07 の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。）、6261 番 2、6261 番 4、6262 番 1（北緯 35 度 18 分 10 秒・29、東経 137 度 0 分 52 秒・56 の地点と北緯 35 度 18 分 10 秒・15、東経 137 度 0 分 52 秒・45 の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。）、6262 番 2、6262 番 4 及び 6263 番並びに字九反所 5702 番、5703 番及び 5704 番 1に限る。）並びに安田町（153 番に限る。）の区域	6246 番 2、6252 番 1 から 3 まで、6252 番 8、6252 番 9、6253 番 1 から 8 まで、6253 番 10、6253 番 11、6255 番 1、6256 番 1、6256 番 4、6256 番 5、6257 番 1、6257 番 6、6257 番 7、6258 番、6259 番 1、6259 番 2、6259 番 4、6260 番、6261 番 1（北緯 35 度 18 分 09 秒・80、東経 137 度 0 分 52 秒・16 の地点と北緯 35 度 18 分 09 秒・68、東経 137 度 0 分 52 秒・07 の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。）、6261 番 2、6261 番 4、6262 番 1（北緯 35 度 18 分 10 秒・29、東経 137 度 0 分 52 秒・56 の地点と北緯 35 度 18 分 10 秒・15、東経 137 度 0 分 52 秒・45 の地点を結ぶ線で区切った南側の区域に限る。）、6262 番 2、6262 番 4 及び 6263 番並びに字九反所 5702 番、5703 番及び 5704 番 1に限る。）並びに安田町（153 番に限る。）の区域
愛知県稲沢市（略）	愛知県稲沢市（略）
愛知県新城市（略）	愛知県新城市（略）
愛知県東海市（略）	愛知県東海市（略）
愛知県大府市（略）	愛知県大府市（略）
愛知県知多市（略）	愛知県知多市（略）
愛知県知立市（略）	愛知県知立市（略）
愛知県尾張旭市（略）	愛知県尾張旭市（略）
愛知県豊明市（略）	愛知県豊明市（略）
愛知県日進市（略）	愛知県日進市（略）
愛知県愛西市（略）	愛知県愛西市（略）
愛知県清須市（略）	愛知県清須市（略）
愛知県北名古屋市の区域のうち、六ツ師（大島 19 番 1、20 番、21 番、22 番 1、40 番から 44 番まで、69 番、70 番、71 番 1、71 番 2、72 番から 75 番まで、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番、79 番 1、79 番 2、80 番 1、80 番 2、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、84 番から 93 番まで、94 番 1 及び 94 番 2 並びに女夫越 1 番 1 から 4 まで及び 2 番に限る。）、沖村（岡 1 番 1 から 4、西ノ川 58 番 1、58 番 2、59 番から 71 番まで、72 番 1、72 番 2 及び 73 番から 113 番まで、白弓 1 番 1 から 4 まで、2 番から 18 番まで、19 番 1、19 番 2、20 番から 26 番まで、99 番から 112 番まで、113 番 1、113 番 2、114 番 1、114 番 2、115 番 1、115 番 2 及び 116 番から 118 番まで、佐渡 79 番から 82 番まで、83 番 1、83 番 2、84 番から 91 番、92 番 1、92 番 2、93 番から 95 番まで、126 番、127 番、128 番 1、128 番 2 及び 129 番から 140 番まで、舟附 1 番から 7 番まで、19 番から 34 番まで及び 57 番から 63 番まで並びに六反 1 番から 11 番まで、42 番、43 番、44 番 1、44 番 2、45 番から 54 番まで、96 番から 116 番まで、144 番から 159 番まで及び 186 番から 192 番に限る。）、石橋（白目 14 番から 35 番まで、36 番 1、36 番 2、37 番 1、37 番 2、38 番 1、38 番 2、39 番 1、39 番 2、40 番 1、40 番 2、45 番から 54 番まで、130 番及び 131 番に限る。）、北野（小柳 1 番から 7 番まで、8 番 1、8 番 2、9 番 1、9 番 2 並びに天神 100 番 2 及び 101 番から 107 番までに限る。）、並びに徳重（西沼 48 番 1、49 番 1、50 番 1、51 番から 57 番まで、58 番 1、58 番 2、59 番 1、59 番 2に限る。）の区域	愛知県北名古屋市の区域のうち、六ツ師（大島 19 番 1、20 番、21 番、22 番 1、40 番から 44 番まで、69 番、70 番、71 番 1、71 番 2、72 番から 75 番まで、76 番 1、76 番 2、77 番、78 番、79 番 1、79 番 2、80 番 1、80 番 2、81 番、82 番、83 番 1、83 番 2、84 番から 93 番まで、94 番 1 及び 94 番 2 並びに女夫越 1 番 1 から 4 まで及び 2 番に限る。）、沖村（岡 1 番 1 から 4、西ノ川 58 番 1、58 番 2、59 番から 71 番まで、72 番 1、72 番 2 及び 73 番から 113 番まで、白弓 1 番 1 から 4 まで、2 番から 18 番まで、19 番 1、19 番 2、20 番から 26 番まで、99 番から 112 番まで、113 番 1、113 番 2、114 番 1、114 番 2、115 番 1、115 番 2 及び 116 番から 118 番まで、佐渡 79 番から 82 番まで、83 番 1、83 番 2、84 番から 91 番、92 番 1、92 番 2、93 番から 95 番まで、126 番、127 番、128 番 1、128 番 2 及び 129 番から 140 番まで、舟附 1 番から 7 番まで、19 番から 34 番まで及び 57 番から 63 番まで並びに六反 1 番から 11 番まで、42 番、43 番、44 番 1、44 番 2、45 番から 54 番まで、96 番から 116 番まで、144 番から 159 番まで及び 186 番から 192 番に限る。）、石橋（白目 14 番から 35 番まで、36 番 1、36 番 2、37 番 1、37 番 2、38 番 1、38 番 2、39 番 1、39 番 2、40 番 1、40 番 2、45 番から 54 番まで、130 番及び 131 番に限る。）、北野（小柳 1 番から 7 番まで、8 番 1、8 番 2、9 番 1、9 番 2 並びに天神 100 番 2 及び 101 番から 107 番までに限る。）、鍛冶ケ一色（東二丁目 110 番及び 115 番から 121 番までに限る。）並びに徳重（西沼 48 番 1、49 番 1、50 番 1、51 番から 57 番まで、58 番 1、58 番 2、59 番 1、59 番 2に限る。）の区域

愛知県弥富市（略）	愛知県弥富市（略）
愛知県弥富市（略）	愛知県弥富市（略）
愛知県みよし市（略）	愛知県みよし市（略）
愛知県あま市の区域のうち、七宝町安松（三丁目 7 番から 9 番まで、24 番及び 82 番に限る。）、七宝町川部（四反田 20 番、21 番及び 31 番並びに屋敷代 15 番、16 番、19 番及び 20 番までに限る。）、富塚（布内 12 番 1、12 番 2、13 番 1、13 番 3、13 番 4、14 番及び 15 番 1 に限る。）及び篠田（綾瀬 1 番 1、2 番 1 及び 15 番 2、遠原 1 番から 40 番まで及び 40 番 1、蓮島 1 番から 42 番まで、一ツ蓮 1 番、5 番から 7 番まで、11 番から 13 番まで、17 番、18 番及び 21 番、面徳 12 番並びに藤東 31 番及び 32 番）の区域	愛知県あま市の区域のうち、七宝町安松（三丁目 7 番から 9 番まで、24 番及び 82 番に限る。）、七宝町川部（四反田 20 番、21 番及び 31 番並びに屋敷代 15 番、16 番、19 番及び 20 番までに限る。）、 花長（堀上 18 番 1 から 3 までに限る。）、 富塚（布内 12 番 1、12 番 2、13 番 1、13 番 3、13 番 4、14 番及び 15 番 1 に限る。）及び篠田（綾瀬 1 番 1、2 番 1 及び 15 番 2、遠原 1 番から 40 番まで及び 40 番 1、蓮島 1 番から 42 番まで、一ツ蓮 1 番、5 番から 7 番まで、11 番から 13 番まで、17 番、18 番及び 21 番、面徳 12 番並びに藤東 31 番及び 32 番）の区域
愛知県丹羽郡大口町（略）	愛知県丹羽郡大口町（略）
愛知県海部郡蟹江町（略）	愛知県海部郡蟹江町（略）
愛知県海部郡飛島村（略）	愛知県海部郡飛島村（略）
愛知県海部郡飛島村（略）	愛知県海部郡飛島村（略）
愛知県海部郡飛島村（略）	愛知県海部郡飛島村（略）
三重県津市（略）	三重県津市（略）
三重県四日市市（略）	三重県四日市市（略）
三重県伊勢市の区域のうち、竹ヶ鼻町（字潮満 100 番及び 100 番 8、字鶴ヶ森 99 番 1、99 番 30、99 番 33、99 番 40、99 番 83 及び 99 番 95 から 99 まで並びに字西ノ口 101 番 1、101 番 2 及び 101 番 8 から 10 までに限る。）、小木町（字出淵 695 番及び 696 番に限る。）、並びに朝熊町（字鴨谷 4383 番 480、字西谷 3600 番 29 並びに字東谷 3477 番 36 及び 3477 番 40 に限る。）の区域	三重県伊勢市の区域のうち、竹ヶ鼻町（字潮満 100 番及び 100 番 8、字鶴ヶ森 99 番 1、99 番 30、99 番 33、99 番 40、99 番 83 及び 99 番 95 から 99 まで並びに字西ノ口 101 番 1、101 番 2 及び 101 番 8 から 10 までに限る。）、小木町（字出淵 695 番及び 696 番に限る。）、 柏町（字下曾 1251 番 1、1251 番 3、1252 番 2、1253 番 1、字山田 1131 番から 1135 番まで、1136 番 1、1137 番 1 及び 1138 番 1 に限る。） 並びに朝熊町（字鴨谷 4383 番 480、字西谷 3600 番 29 並びに字東谷 3477 番 36 及び 3477 番 40 に限る。）の区域
三重県松阪市（略）	三重県松阪市（略）
三重県桑名市（略）	三重県桑名市（略）
三重県鈴鹿市の区域のうち、広瀬町（東野 2830 番から 2836 番まで、2838 番、2839 番 1、2840 番から 2842 番まで、2843 番 1、2843 番 2、2844 番 1、2844 番 2、2845 番及び 2846 番、口山 870 番から 873 番まで、875 番、876 番、877 番 1、877 番 3 から 6 まで、878 番から 881 番まで、882 番 1、882 番 2、883 番 2、884 番 1、884 番 2、885 番、886 番 1、886 番 2、895 番 2、895 番 4、895 番 8、896 番 1、897 番、898 番、899 番 1 及び 900 番 5 に限る。）、寺家町（伏拝 983 番、985 番 1 に限る。）、稲生町（中山脇 8687 番 3、8708 番 1、8708 番 3、8708 番 4、8733 番、8734 番 1、8734 番 2、8819 番 1、8819 番 3、8819 番 4、8830 番 18、8830 番 115、8833 番、8835 番 1 に限る。）、高岡町（唐木 2417 番 1 及び 2417 番 10 から 15 までに限る。）、一ノ宮町（三反長 1020 番 6、1020 番 11 及び 1059 番 3、屋佐縄 1166 番 1、1167 番 1、1167 番 2 及び 1169 番 1 から 3 まで、七九郎縄 1438 番 1、1438 番 4、1438 番 5、1439 番 1、1440 番 1、1441 番 1、1442 番 1、1443 番、1444 番 1、1444 番 3、1445 番 1、1446 番 1、1447 番 1、1448 番から 1450 番まで、1451 番 1、1455 番、1461 番、1461 番 1、1462 番 2、1467 番 1、1477 番 1、1507 番 3 から 7 まで及び 1525 番	三重県鈴鹿市の区域のうち、 国府町（石丸 7651 番 23 に限る。）、 広瀬町（東野 2830 番から 2836 番まで、2838 番、2839 番 1、2840 番から 2842 番まで、2843 番 1、2843 番 2、2844 番 1、2844 番 2、2845 番及び 2846 番、口山 870 番から 873 番まで、875 番、876 番、877 番 1、877 番 3 から 6 まで、878 番から 881 番まで、882 番 1、882 番 2、883 番 2、884 番 1、884 番 2、885 番、886 番 1、886 番 2、895 番 2、895 番 4、895 番 8、896 番 1、897 番、898 番、899 番 1 及び 900 番 5 に限る。）、寺家町（伏拝 983 番、985 番 1 に限る。）、稲生町（中山脇 8687 番 3、8708 番 1、8708 番 3、8708 番 4、8733 番、8734 番 1、8734 番 2、8819 番 1、8819 番 3、8819 番 4、8830 番 18、8830 番 115、8833 番、8835 番 1、 8835 番 3、8838 番 に限る。）、高岡町（唐木 2417 番 1 及び 2417 番 10 から 15 までに限る。）、一ノ宮町（三反長 1020 番 6、1020 番 11 及び 1059 番 3、屋佐縄 1166 番 1、1167 番 1、1167 番 2 及び 1169 番 1 から 3 まで、七九郎縄 1438 番 1、1438 番 4、1438 番 5、1439 番 1、1440 番 1、1441 番 1、1442 番 1、1443 番、1444 番 1、1444 番 3、1445 番 1、1446 番 1、1447 番 1、1448 番から 1450 番まで、1451 番 1、1455 番、1461 番、1461 番 1、1462 番 2、

9並びに落縄1545番3から6まで、1556番、1557番、1557番1、1558番1、1561番1、1562番1、1566番1、1567番1、1568番1、1569番2、1570番2及び1570番4に限る。)の区域	1467番1、1477番1、1507番3から7まで及び1525番9並びに落縄1545番3から6まで、1556番、1557番、1557番1、1558番1、1561番1、1562番1、1566番1、1567番1、1568番1、1569番2、1570番2及び1570番4に限る。)の区域
三重県亀山市（略）	三重県亀山市（略）
三重県いなべ市（略）	三重県いなべ市（略）
三重県伊賀市（略）	三重県伊賀市（略）
三重県桑名郡木曾岬町（略）	三重県桑名郡木曾岬町（略）
三重県員弁郡東員町（略）	三重県員弁郡東員町（略）

特区の目標

○ アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターを形成し、先端技術集約型産業である「航空宇宙産業」を振興するとともに、自動車に続く次世代産業として育成し、**「技術立国・日本」の成長・発展を牽引**することを目指す。

現在の指定区域及び変更対象

長野県 長野市、上田市、岡谷市、**飯田市**、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、**南箕輪村**、松川町、高森町、喬木村、豊丘村
岐阜県 岐阜市、大垣市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市、海津市、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、坂祝町、川辺町、御嵩町
静岡県 **浜松市**、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、清水町
愛知県 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、**豊川市**、津島市、碧南市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、**小牧市**、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、**北名古屋市**、弥富市、みよし市、**あま市**、豊山町、大口町、蟹江町、飛島村
三重県 津市、四日市市、**伊勢市**、松阪市、桑名市、**鈴鹿市**、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町
の一部の区域
※**赤字**は今回変更が生じる市町村

変更区域において活用する予定の支援措置

※計画を作成し、認定を受けた後に活用可能。

○ 税制措置（設備投資減税）
○ 金融支援（利子補給金）

変更に係る経過

○ 2月21日 地域協議会
○ 2月26日 区域変更に係る申請

区域変更の必要性

○ ボーイング787の量産事業及びボーイング777X開発・量産事業などの円滑な推進を図るため、航空機部品や宇宙機器を生産する中小企業等の生産能力拡充が必要。

現在実施している主な事業及び変更区域で行う事業

○ **ボーイング787等量産事業**
・**ボーイング787等に使用される部品の製造**
・複合材料を使用した航空機の機体の研究開発



画像提供：ボーイング社

○ **ボーイング777X開発・量産事業**
・**ボーイング777Xに使用される部品の製造**



画像提供：ボーイング

○ **宇宙機器開発・供給事業**
・**基幹ロケットをはじめとする宇宙機器の開発・供給**



画像提供：JAXA

※**赤字**は変更区域で行う事業

区域変更により期待される効果

○ 機体メーカー・ロケットメーカーを支える中小企業の設備投資が促進され、ボーイング787等量産事業、ボーイング777X開発・量産事業、宇宙機器開発・供給事業の円滑な推進に寄与

「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」全体区域図

